

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月25日
【計算期間】	第3期（自 平成20年9月1日 至 平成21年8月31日）
【ファンド名】	ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型） (Nomura Global Market Neutral Fund)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 松本 晃一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 田中 収 同 高木 紘子
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 5813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

注1）ユーロの円貨換算は、平成22年2月15日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.65円）によります。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注3）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年9月1日に始まり8月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、平成18年8月24日（ファンドの運用開始日）から平成19年8月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）（以下「ファンド」といいます。）は、ゴテックス・ノムラMNファンド（以下に定義されます。）のパフォーマンスに概ね3倍のレバレッジで連動することを目指す仕組みの円建て債券に投資します。同債券はパークレイズ・バンクPLC（以下に定義されます。）が発行しました。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ファンド・マネジメント・エスエーアールエル（以下に定義されます。）社が運用を行います。ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（以下に定義されます。）が同ファンドの運用状況のモニターを行います。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、リスク調整後のリターンの追求とともに、下落リスクの抑制、株式や債券との低い連動性を目指して運用を行います。

信託証書（以下に定義されます。）に基づき発行されるファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）数は、限定されず、管理会社（以下に定義されます。）および受託会社（以下に定義されます。）が決定します。

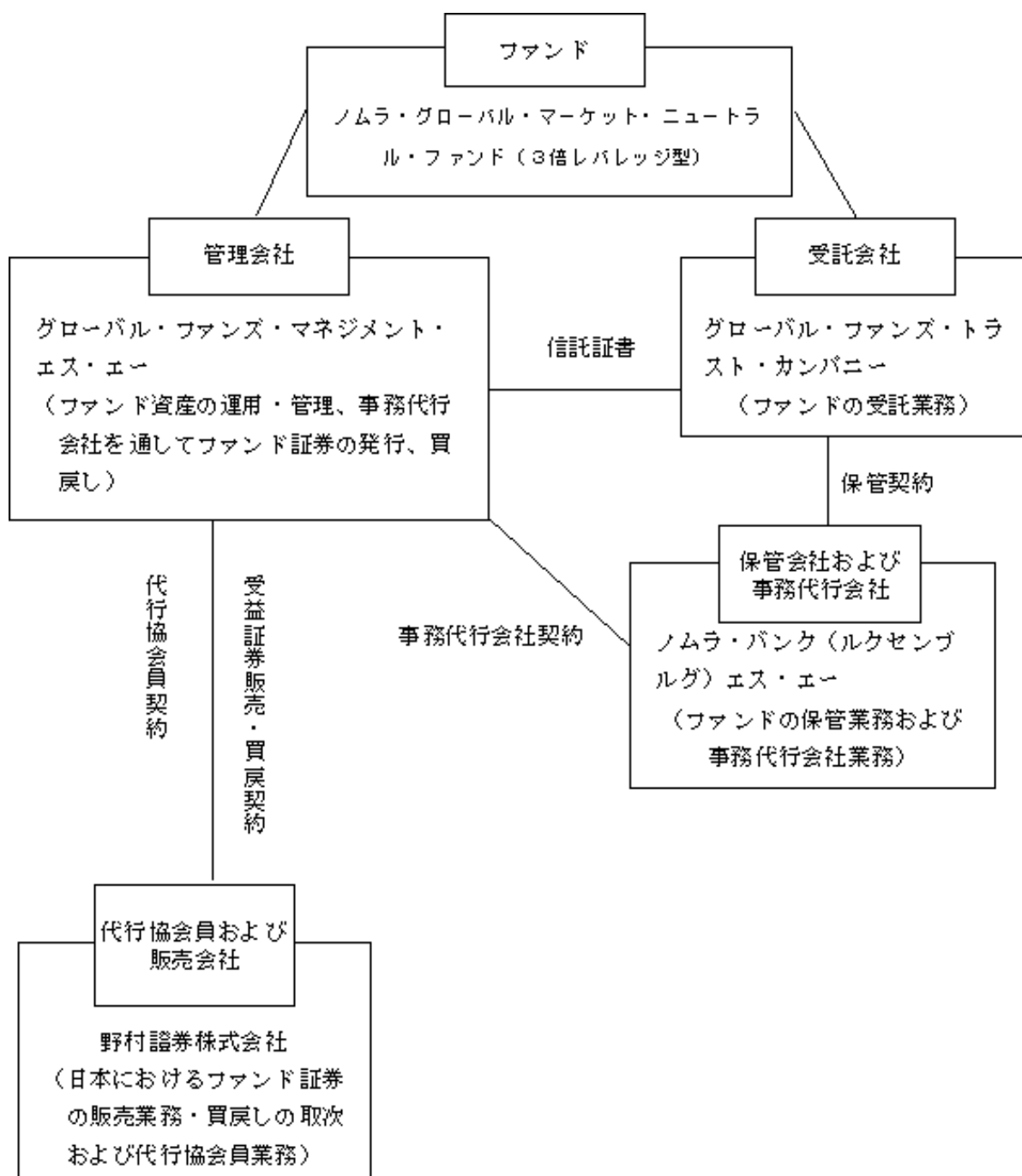
b. ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設定されました。

管理会社が、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券の発行・買戻しを行う独占的な権利を有します。管理会社は受益証券の発行・買戻権限を事務代行会社（以下に定義されます。）に委任しています。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S. A.) (以下「管理会社」といいます。)	管理会社	2006年6月9日付で信託証書（2009年1月29日付の修正証書により修正済。）（以下合わせて「信託証書」といいます。）を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「受託会社」といいます。)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S. A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	2006年6月9日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2006年6月9日付で管理会社との間で事務代行会社契約（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社 (以下「販売会社」または「代行協会会員」といいます。)	代行協会会員および日本における販売会社	2006年6月16日付で管理会社との間で代行協会会員契約（以下「代行協会会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会会員業務について規定しています。 2006年6月16日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

（注3）代行協会会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会会員が、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に対する提出および販売会社への送付、ファンドの1口当たり純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類のJSDAに対する提出および販売会社への送付等代行協会会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、投資信託の運用に関する2002年12月20日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みま

す。）（以下「2002年法」といいます。）の第14章のもとで、投資信託の運用の管理会社としての資格を有しています。

(ii) 事業の目的

管理会社の目的は、投資信託の運用です（2002年法第91(1)条に規定しています。）。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2002年法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

(iii) 資本金の額（2009年12月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,599万円）で、2009年12月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約307万円）の記名式株式15株を発行済です。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

（2009年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガ スペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することです。

受託会社は、バークレイズ・バンク PLC (Barclays Bank PLC)（以下「本債券発行会社」といいます。）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づき発行した、2016年7月29日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 1（以下「インデックス」といいます。）連動債券（以下「本債券」といいます。）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図ります。本債券への投資に充当されないファンドの資産は、現金および現金同等物として保有されています。インデックスのスポンサーは、本債券発行会社です。

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資します。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド (USD) リミテッド (GOTTEx/NOMURA Market Neutral Fund (USD) Limited)（以下「ゴテックス・ノムラMNファンド」といいます。）の運用実績に依拠します。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ファンド・マネジメント・エスエーアールエル (Gottex Fund Management Sarl)（以下「ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー」といいます。）により運用されます。

本債券は、(i) ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット（別紙1のパートAに定義されます。）および(ii) ローン・ユニット（別紙1のパートAに定義されます。）への想定上の投資からなるインデックスに連動します。インデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、本債券発行会社が、別紙1のパートAに詳述のダイナミック・レバレッジ・メカニズム（以下「配分メカニズム」といいます。）により、決定代理人（以下「決定代理人」といいます。）としての資格において決定します。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とします。）を適用します。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動します。

本債券は、元本が保証されているものではありません。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがあります。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンド

の価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがあります。

本債券

本債券発行会社は、イングランドおよびウエールズにおいて登記された株式公開会社です（登記番号1026167）。本債券発行会社の構成員の責任は限られています。登記上の本店所在地は、ロンドン市チャーチル プレース 1です。同社は1925年8月7日に、1925年植民地銀行法に基づき法人化され、1971年10月4日に、1948年－1967年会社法に基づき株式会社として登記されました。1984年パークレイズ銀行法に従い、1985年1月1日に再び株式会社登記を行い、社名をパークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド（Barclays Bank International Limited）からパークレイズ・バンク PLCへと変更しました。

本債券発行会社とその従属企業（以下「グループ」といいます。）は世界でもトップクラスの金融サービス会社であり、リテール・バンキング、商業銀行業務、クレジットカード、投資銀行、資産管理、投資運用におよぶサービスを提供しています。またグループは世界各国においても事業を展開しています。本債券発行会社の全普通株式資本は、グループの最終的な持株会社であり、時価総額で世界最大級の金融サービス会社の一社であるパークレイズ PLC（Barclays PLC）が実質所有しています。

2010年2月17日現在、本債券発行会社は、短期無担保債券の格付においては、スタンダード・アンド・プアーズからは「A-1+」、ムーディーズからは「P-1」、フィッチレーティングスからは「F1+」の格付を取得しています。また本債券発行会社の長期無担保債券の格付については、スタンダード・アンド・プアーズから「AA-」、ムーディーズから「Aa3」、フィッチレーティングスから「AA-」を取得しています。

本債券の要項は以下のとおりです。

本債券発行会社 パークレイズ・バンク PLC

本債券の名称 ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 1連動債券

規定通貨 日本円

総発行額 41億3,000万円（2009年12月末日現在）

額面金額および
本債券発行数 100万円（以下「各本債券の額面金額」といいます。）
4,130券面（2009年12月末日現在）

各債券が額面以下の金額に分割されることはありません。

本債券の形式 包括大券、無記名式

発行日 2006年8月28日（以下「発行日」といいます。）

発行価格 額面金額の100%

本債券の種類 シングルインデックス債券

満期日 以下に記載する早期償還条項および終了事由条項を前提として、予定満期日（以下に定義されます。）および調整満期日（以下に定義されます。）のいずれか遅い方をいいます。

「調整満期日」とは、実際の投資証券（以下に定義されます。）の保有者が、満期償還取引日（以下に定義されます。）に効力が生じることを目標とするゴテックス・ノムラMNファンドに係る保有投資証券の償還に際し、ゴテックス・ノムラMNファンドより満額での支払を受けた日の後3

本債券営業日（以下に定義されます。）目に該当する日をいいます。ただし、かかる満額での支払が、予定満期日から180日以内に行われなかった場合、かかる調整満期日は、予定満期日後の180日目とみなし、決定代理人は、その絶対的な裁量により、償還額を決定します。

「予定満期日」とは、2016年7月29日をいいます。

「満期償還取引日」とは、2016年6月の取引日（以下に定義されます。）をいいます。

「取引日」とは、投資証券の買入れまたは買戻しを、ゴテックス・ノムラMNファンドが発行した、投資証券に係る募集関連書類（以下「募集書類」といいます。）の規定に従い（適切に）行うことが可能な日をいい、毎暦月の最初の本債券営業日をいいます。

「本債券営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨークおよびアムステルダム（ただし、発行日に当たる場合を除き、かかる場合、東京、ニューヨークおよびアムステルダムとします。）における商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、かつ一般に営業（外国為替と外貨預金の取引を含みます。）している日をいいます。

「投資証券」とはゴテックス・ノムラMNファンドが発行した、議決権のないクラスA投資証券を意味しています。

早期償還条項

本債券発行会社は、満期日以前でも発行会社税制事由および／または法令変更および／またはヘッジ障害および／またはヘッジコスト増加（すべて以下に定義されます。）および「早期償還事由」の発生に伴い、いつでも本債券を償還することができます。本債券発行会社が、この選択権を実行した場合、本債券の最終条件書（以下「最終条件書」といいます。）に規定された条件に従い、全部（一部は不可）の本債券を早期償還日（以下に定義されます。）に償還し、本債券の保有者は、本債券発行会社より、適用される財務その他法令、ならびに本債券の基本目論見書（以下「基本目論見書」といいます。）および最終条件書に規定された諸条件に基づいて、本債券に関する早期償還額を当該早期償還支払日に受け取るようになります。

「発行会社税制事由」とは、本債券発行会社が本債券に関し本人または代理人として行う支払に関し、源泉徴収または控除の賦課がなされ、かかる源泉徴収または控除の賦課が法令により求められた場合を意味します。

「法令変更」とは、発行日以降、（A）適用される法令および規制（税法を含みますがそれに限定されません。）における変更により、または（B）管轄の裁判所、裁定機関、行政当局（税務当局を含みますがそれに限定されません。）による、適用される当該法令および規制の公布または解釈の変更により、（X）投資証券を保有、取得、処分することが違法になった場合、または（Y）本債券上の義務（納税義務における増加、税制上の利益の減少、その他自社の税務状況に弊害をもたらす現象を含みますがそれに限定されません。）を履行するために著しく費用負担が増加すると本債券発行会社が誠実な判断をすることをいいます。

「ヘッジ障害」とは、本債券発行会社が商業的に相応の努力を尽くした後も、(A) 本債券発行会社が本債券の発行および債務の履行にかかる株価リスクをヘッジするために必要であるとみなす、すべての取引または資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分できないこと、または (B) すべての取引または資産の手取金を実現、回復または送金することができない場合をいいます。

「ヘッジコスト増加」とは、本債券発行会社が（発行日の状況との比較において）(A) 本債券発行会社が本債券の発行および債務の履行にかかる株価リスクをヘッジするために必要であるとみなすすべての取引または資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うために、または (B) すべての取引または資産の手取金を実現、回復または送金するために、著しく増加した税額、関税、経費または費用（委託手数料を除きます。）の負担を受けることを意味します。ただし、著しく増加した金額が本債券発行会社の信用劣化のみにより発生した場合においては、ヘッジコスト増加とはみなされません。

終了事由条項

(i) 市場混乱事由

市場混乱事由はゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社（以下に定義されます。）が純資産価格計算期限日（以下に定義されます。）以前のいかなる取引日においてゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格（以下に定義されています。）の計算および公表を遂行できない場合に発生します。これらの市場混乱事由はゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社が取引日または取引日以降の期日においてゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格を計算し公表するまで継続します。

「ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格」とは、取引日につきゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社が計算し公表したゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資口1口当たり純資産価格を意味します。ただし、それが公表を予定されている暦月の18日（この日が「純資産価格計算期限日」となります。）以前にゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社によって計算されかつ公開されない場合、決定代理人はその単独の裁量により、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資口1口当たり純資産価格を見積もり、それがゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格となります。

「ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社」とは、Citco ファンド・サービスズ（ヨーロッパ）ビー・ヴィー（Citco Fund Services (Europe) B.V.）をいいます。ただし、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、決定代理人の同意を得て、後任を指名することができます。

(ii) 費用および手数料

以下の費用および手数料は本債券発行会社に支払われます。本債券発行会社はそれらの費用や手数料を第三者へ支払うことができます。

(a) 借入費用

インデックスの範囲内で想定借入額に対し、1ヶ月円LIBOR+0.35%（当該率は各計算日（以下に定義されます。）に設定され、実日数/360調整の端数日数計算により計算されます。）で設定される借入費用（以下「借入費用」といいます。）が適用されます。借入費用に対応する値は、別紙1記載のインデックスから差し引かれるローン・ユニット数を増加させます。

「計算日」とは、行使日（別紙1のパートAに定義されます。）を意味し、その後、行使日以降のすべての取引日について計算日とは、（a）ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社がゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格を計算し公表した本債券営業日に該当する取引日および（b）決定代理人によってゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格の見積もり額が決定される本債券営業日のいずれか早い方となります。

各取引日に対応する計算日を決定するために、本債券営業日の16時（ロンドン時間）までにゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格が決定代理人に通知された場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格は本債券営業日に公表されたとみなされます。本債券営業日の16時（ロンドン時間）以降にゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格が決定代理人に通知された場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格は翌本債券営業日に公表されたとみなされます。

（b） 債券管理費用

債券管理費用（以下「NMP」といいます。）は年率0.80% × 各本債券の額面金額の数値に相当し、別紙1のパートAに記載されるインデックス値から控除されます。

（c） 外国為替ヘッジ費用

「ヘッジ費用」はゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格の年率0.30%に相当する額を適用し、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格（定義については別紙1のパートAに詳述されます。）から控除されます。

（iii） 終了事由

終了事由が発生すると、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットに対する目標配分額はゼロと設定され、すべてのゴテックス・ノムラMNファンドのユニットについてインデックスの範囲内で想定買戻注文（別紙1のパートAに記載されています。）が出されます。早期償還額（以下に定義されます。）は、決定代理人の単独の裁量をもって可及的速やかに決定されます。その後、保有投資口と等価の償還についてゴテックス・ノムラMNファンドから実際の投資証券の保有者に満額が支払われたであろう時点後に支払われます。

（iv） 流通市場

別紙1のパートCには、本債券発行会社が流通市場において売買する本債

券に関する要項が記載されています。

（v）早期償還

決定代理人は、その単独の裁量において本債券発行会社の税制事由、法令変更、ヘッジ障害またはヘッジコスト増加が終了事由か（該当する場合）早期償還事由となるかどうかについて判断します。

（vi）決定

下記の但書を前提として、早期償還事由、終了事由、市場混乱事由のいずれが発生したのかを決定する場合、決定代理人は誠実に、かつ商取引上の合理的な手段で行為し、早期償還事由か終了事由か市場混乱事由かが発生した場合、その事由の発生と採られるべき対策について、直ちにノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（Nomura Funds Research and Technologies America, Inc.）（以下「NFR&TA」または「投資モニター」といいます。）に通知します。ただし、いかなる場合においても（i）その最終決定は、決定代理人の単独の裁量においてなされ、（ii）当該通知はその決定の有効性またはタイミングに、またその決定によってもたらされる判断に影響しないものとします。

（vii）インデックスの調整の可能性

インデックスの値および構成はまた、別紙1のパートAに定める規定に従い、決定代理人により調整される可能性があります。

評価日 満期償還取引日に関する計算日（以下「評価日」といいます。）をいいます。

評価時刻 決定代理人によって評価時刻と決定された時刻をいいます。

償還額および支払通貨 各本債券に対し下記と等価の金額が日本円で支払われます。

本債券の額面金額 $\times$ ($Index_T$ または0のいずれか大きい方)

上記において「 $Index_T$ 」とは、評価日におけるインデックス値を意味し、別紙1のパートAに基づき決定代理人により計算されます（以下「償還額」といいます。）。

早期償還額および支払通貨 各本債券に対し下記と等価の金額が日本円で支払われます。

「早期償還額」とは、（i）流通市場取引に関しては、別紙1のパートCに記載の額、（ii）上記に定める早期償還条項に従った早期償還、または本債券に係る債務不履行事由が発生した場合に関しては、決定代理人がその単独の裁量において決定した金額、また（iii）終了事由に関連し、上記の額となります。

早期償還通知受領時刻 基本目論見書に記載のとおり、ロンドン時間午前10時となります。

償還の通知時刻 ユーロクリアの場合は、ブリュッセル時間午前10時（EUCLIDで引渡しの場合は、ブリュッセル時間で午前11時）となります。クリアストリーム、ルクセンブ

ルグの場合は、ルクセンブルグ時間で午前10時となります。

決済の種類 現金決済

決済通貨 日本円

早期償還支払日 本債券は、上記に定める早期償還条項に従った早期償還に関し、早期償還日において償還されます。「早期償還日」は本債券発行会社の選択発生事由を受けて可及的速やかに行われた償還について、実際の投資証券の保有者が満額支払を受け取るであろう時点後、第2本債券営業日をいいます。「早期償還支払日」とは早期償還日またはその後実行可能な最も早い日をいいます。

終了事由による早期償還に関し、早期償還支払日は、上記終了事由条項に定めるとおりとします。

適用される非営業日調整 翌営業日

決済機関 ユーロクリア／クリアストリーム・ルクセンブルグ

状況 無担保および非劣後

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資方針

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図ります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資対象となるには、投資ヘッジファンドのそれぞれが、独立してマーケット・ニュートラル（例えば、ヘッジファンドが主要株式市場および主要債券市場に対して持つ直接のエクスポージャーを実質上ヘッジするヘッジファンド）でなければなりません。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ディレクショナル・ヘッジファンド（ロング／ショート株式、特化型ショート・バイアス、先物戦略、マクロ戦略）に直接投資することはありませんが、マルチ・ストラテジースタイルの投資ファンドがゴテックス・ノムラMNファンドのマーケット・ニュートラル基準を満たしている場合、かかるスタイルまたは戦略に少ない配分を行うことにより、マルチ・ストラテジーヘッジファンドへの投資を通じて、かかる戦略に対して限られたエクスポージャーをとることがあります。これらのマーケット・ニュートラル・ヘッジファンドのマネージャーは、主に、相対価値戦略、イベント分析戦略およびヘッジ株式戦略に該当するマーケット・ニュートラル戦略の実施を目指します。これらの戦略については、下記に記載されています。

相対価値戦略

相対価値戦略には、関連有価証券または金融資産の理論上のミスマイクへの投資により収益を得ることを目的とする幅広い種類の戦略が含まれます。これらの戦略は、魅力的な投資機会を特定するために、定量的技法およびファンダメンタル技法の両方を使用することにより、有価証券または金融資産の価格決定要素間のスプレッド関係に焦点を当て、その後主要なリスクを相殺するためのその他の取引によりこれらのポジションをヘッジします。この種類のヘッジファンドのほとんどが、かかる収益がディレクショナル市場の動向の影響を通常は受けないように、より広範囲の市場リスクをヘッジすることから、相対価値戦略は、最も保守的かつ最も市場との相関が低いヘッジファンドのスタイルであると一般的に考えられています。このスタイルの戦略には、転換社債アービトラージ（CBアービトラージ）、不動産担保証券アービトラージ（MBSアービトラージ）、資産担保証券、債券アービトラージ（フィクスト・インカム・アービトラージ）、オプション・アービトラージ、ロング／ショート・クレジット、クレジット・アービトラージ、クロズドエンド型ファンド・アービトラージおよびその他の相対価値戦略が含まれ、その詳細は以下に記載されています。

転換社債アービトラージ

転換社債アービトラージは、一般的に、転換社債とその原普通株式の価格関係からの収益を目指します。転換社債とは、通常、保有者が、その満期日または償還日に先立つ特定の日に、かかる転換社債を発行した会社の特定数の普通株式に転換することができるという性質を持つ社債です。したがって、転換社債は、社債と株式オプションの複合体となります。転換社債を専門的に扱う者は、通常、(1)転換社債とその原株式の間の価格差の特定（これは、しばしば転換社債の定量的モデルを基準とし、転換社債のインプライド・ボラティリティと実現された株式ボラティリティの間のアービトラージです。）および(2)会社の信用のファンダメンタル分析の2つの方法によって収益を得ることができます。この場合、ヘッジファンドのマネージャーが信用ポジションをとることになります。典型的な取引は、割安な転換社債の買いならびに(a)株式市場リスク（および場合により信用リスク）をヘッジするために適当量の原普通株式の空売りを行うこと、(b)金利リスクをヘッジするために金利先物および金利スワップにおいて相殺するポジションをとることならびに(c)信用リスクをヘッジするために社債のアセット・スワップを行うことおよび／またはクレジット・デリバティブにおいて相殺するポジションをとるものです。

不動産担保証券アービトラージ

この戦略は、米国不動産担保証券（以下「MBS」といいます。）市場に焦点を当てたものです。MBSは、プールされた担保を裏付けとする証券で、通常、固定利息が支払われます。MBSは、住宅ローンまたは商業用不動産ローンを裏付けとします。引受会社は、利息および満期等の類似の特徴を持つローンをパススルー商品にまとめます。米国においては、住宅保有者は任意に固定住宅ローンを返済することができます。このことは、パススルー商品の存続期間が不確定であることを意味し、そのため期限前償還リスクが生じることになります。パススルー証券の期限前償還リスクおよび長期の存続期間が、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」といいます。）の発達を促しました。CMOとは、MBSから支払われるキャッシュ・フローを、各社債につき特定の方法で変更して組成される社債のクラスです。この戦略の好ましい変化を追求するマネージャーは、金利リスク、信用スプレッド・リスクおよび価格変動リスクを大幅にまたは完全にヘッジしながら、CMOおよびその他不動産担保証券を購入または組成します。ポートフォリオは、特定の有価証券に組み込まれたオプションの価値を決定する価格決定モデル（かかる分析において使用される変数（期限前償還の可能性および価格のボラティリティの仮定など）の検証を伴います。）に基づいて基本的に割安な証券を特定することにより構築されます。その後、これらの割安な証券に係る金利リスクはヘッジされます。CMOポートフォリオのヘッジには、期限前償還リスクが存在するため、CMOと金利の非直線関係性のみならず、市場の実務的側面の十分な理解が必要とされます。この戦略がマーケット・ニュートラルの観点から実施された場合、これまで、株式市場および債券市場またはオルタナティブ投資戦略と相関関係のない魅力的な収益がもたらされてきました。

資産担保証券

本戦略カテゴリーは、資産担保証券（以下「ABS」といいます。）を主な保有資産とするヘッジファンドを含みます。ABSは、そのキャッシュ・フローが銀行、金融会社またはその他の金融機関により発行された金融資産の証券化プールのパフォーマンスに基づく金融商品です。ABSは、クレジットカード債権、自動車ローン、住宅担保ローン、リースまたはその他の金融資産を担保にすることができます。

債券アービトラージ

債券アービトラージマネージャーは、一般的に一方の商品が他方の商品と比べて高価または安価な2つの関連した商品に関わる債券およびデリバティブの取引機会を特定します。その複合ポジションの正味のデュレーションはわずかであり、取引機会は主に価格、利回り、変動率等のスプレッドという形で生じます。マクロ経済が債券に与える影響の理解、利回り曲線およびデリバティブのモデリング、債券ポートフォリオのリスク管理等には、マネージャーの高い能力が要求されます。有価証券の買付けのための資金調達に必要な融資契約の交渉および書類の作成についても同様です。これらの契約は、戦略を適切に遂行するために必要不可欠となります。代表的な取引は、イールド／スワップ・カーブ・アービトラージ、カーブ・ポジション、財務省証券／ユーロドル・スプレッド、現金・先物ベース取引およびオン・ザ・ラン債券（直近に発行された、償還日の特定された長期または中期財務省証券）とオフ・ザ・ラン債券（直近に発行され

たものより以前に発行された、償還日の特定されたすべての長期または中期財務省証券）の間で発生し得る価格アービトラージです。

オプション・アービトラージ

本セクターにおけるマネージャーは、一般的に株式または株式指数の上場オプションを通じ、ボラティリティトレードの戦略を追求しています。また、ボラティリティは、直接、株式指数または株式のOTCヴァリアンス・スワップを通じて取引することができます。取引機会は、オプション市場における需給不均衡により生まれます。マネージャーはオプションのミスプライスを特定し、ヒストリカルまたはインプライド・ボラティリティの評価に応じてロング／ショートオプション（ボラティリティ）ポジションをとります。かかる戦略の一部に、マネージャーが安価な、また、多くの場合流動性の低いワラントを購入および保持し、株式リスクをヘッジするワラント・アービトラージがあります。その他の戦略として、いわゆる分散取引があります。かかる取引において、株式オプション指数におけるロング（ショート）・ポジションは、指数の構成要素のサンプルのショート（ロング）・ポジションにより相殺されます。その目的は、指数の構成要素の相関関係において予想される変化（指数における個々の株式の動きの変化）から利益を得ることです。かかる取引において、そのオプションの株式リスクは、一般的に株式によりヘッジされます（ヴァリアンス・スワップを通して取引が行われる場合は除きます）。オプションのモデリングおよびボラティリティの予測には、マネージャーの高度な知識が要求されます。

ロング／ショート・クレジット

本戦略では、マネージャーは一般的に社債（ハイ・イールドから投資適格のものまで）に投資します。このアプローチは、リスク管理を行いつつ、過小評価されたクレジットを購入し、過大評価されたクレジットを売却するというものです。マネージャーが、全体的な信用リスクまたはセクター信用リスクに大きくさらされることは想定されません。ポートフォリオのショート・サイドは、多くの場合、ロング・クレジット・デフォルト・スワップ・ポジションまたは指数スワップを使い実施されます。投資プロセスは、企業のファンダメンタル分析および／または定量的信用モデリングにより決定されます。

クレジット・アービトラージ

本戦略アービトラージにおけるマネージャーは、同一の発行者による株式、債券、オプションおよびクレジット商品の価格の異常値につき裁定取引を行います。信用モデリングは特に困難であり、高度な知識を持つマネージャーにはアービトラージ戦略を実施する機会となります。クレジット・デリバティブ市場の拡大と流動性の高まりは、企業の資本構造に関する証券およびかかる証券についてのデリバティブのヘッジ・アービトラージ戦略の機会を創出します。一般的な取引として、株式（またはストックオプション）等の関連する証券および債券に対するクレジット・デリバティブ・ポジションがあげられます。その他の戦略では、クレジット・カーブまたはクレジット指数における差異を活用することを目的としています。一般的にマネージャーのネット・クレジット・リスクはとても低いとされています。本戦略における主なリスクは、モデル・リスクおよびベシス・リスク（現金およびデリバティブ市場間の関係の変化）になります。

クローズドエンド型ファンド・アービトラージ

この戦略区分には、クローズドエンド型ファンドの売買を主な業務とするヘッジファンドが含まれます。一般的に、マネージャーは、その保有価額より大幅に割安で売買されるクローズドエンド型ファンドに投資し、ヘッジを行うことで主なリスク要因の排除を図ります。マネージャーは、ファンドを割安で購入しているため、ファンドの購入により類似の資産を直接購入して得られる利回りよりも高い利回りを獲得し収入を得ることができます。また、マネージャーは様々な戦略（例えば、委任状争奪）を使い、クローズドエンド型ファンドの取締役に対し、割安な価格を是正しファンドの収益を高める手段（例えば、ファンドをオープンエンド型にする等）をとるよう説得することがあります。

その他の相対価値戦略

この戦略には、相対価値戦略グループに該当しない資産に対して、相対価値戦略およびアービトラージ戦略の手法を使用するファンドが分類されます。

イベント分析戦略

イベント分析戦略は、再建、合併および買収、清算その他の特殊状況にあるまたはその可能性のある企業の有価証券に投資することにより利益を得ようとする、リサーチ徹底型の戦略から成ります。一部のマネージャーは企業再建のカタリストとして行為またはこれに積極的に参加することがあります。これらの戦略はマーケット・ニュートラルとなるよう構成されていますが、一般的に相対価値戦略より大きな市場リスクを伴います。このスタイルの戦略には、合併アービトラージ、破綻証券、キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ、資産担保貸付および私募アービトラージが含まれ、その詳細は以下に記載されています。

合併アービトラージ

合併アービトラージのマネージャーは、買収される企業または合併に従事する企業に投資します。株式交換による場合、被買収企業の株式を購入し、買収企業の株式を空売りします。それゆえ、構成されるポートフォリオは市場リスク全般に中立で、マーケット・ニュートラル株式のポートフォリオと同様となります。企業買収取引はより一層複雑になり、ヘッジには空売りグループ、同業他社の空売りまたはオプションの技法が関わってくる可能性があります。買収または合併が公表された場合、一般的に標的企業の株価は上昇するものの、提示された買収価格を下回ります。このスプレッドの幅は、公表された取引の完了の可能性についての市場の見方に左右されます。また同様に、不利なる反トラスト法調査の可能性の有無、買収が友好的であるか敵対的であるか、資金調達が適切に行われているか、最終的な合併合意がなされているか等、数々の要因に左右されます。合併アービトラージの専門家は、公表された合併のリスクを分析し、その結果を正しく予想した場合には当該合併完了時のスプレッドを投資機会として収益をあげます。

破綻証券

破綻証券の専門家は、破産保護申請を行った企業または債権者との示談折衝により破産回避を図っている企業の有価証券に投資します。かかる企業の有価証券の価格決定は、多くの場合、その複雑性、情報不足、または規制・制度上の制約による売り圧力により歪められています。そのため、これらの有価証券の割引幅は、多くの場合、当該有価証券の公正価格を考慮すると、あるべき割引幅よりはるかに大きくなります。一般的に、破綻証券の専門家は、経営上の圧迫ではなく財政上の圧迫を受けている（すなわち、業績が健全であるにもかかわらず財務体質が弱い）企業に投資します。戦略は、多くの場合、イベント分析戦略で、株式および債券市場との強い相関は認められません。マネージャーの多くは担保付シニア債務に参加しており、これによりリスク・レベルに対応した魅力的な利回りを得ることができます。担保付シニア債務の価格は、市場変動の影響を受けますが、債務の優先順位および裏付け担保により長期的に保護される見込みです。

キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ

この戦略のマネージャーは、担保付シニア銀行ローンからジュニア劣後債務および株式まで、企業の資本構造全般の有価証券（すべて同一発行体のもの）のアービトラージを行おうとします。「クレジット・アービトラージ」とは異なり、この戦略は一般的にイベント分析で、投資機会は企業事由および企業再編、債務再編、訴訟、会計上の問題その他企業の信用危機等、発生可能性の高い企業事由により生じます。取引例として、シニア債務と劣後債務、シニア債務と転換社債、債務と株式の取引があります。

資産担保貸付

この戦略を追求するマネージャーは、主として、中小企業への（当該企業の事業もしくは将来の事業見通しではなく、当該企業の資産を担保とした）ローンの組成に従事しています。これは通常、売掛債権の融資および買取り、国際貿易金融、オーダー・ファイナンス、運転資金金融またはサブプライム自動車ローンを含みます。ローンは、一般的に、当該ローン金額以上の資産を担保とします。借り手は一般的に流動性制約に直面しますが、これは借り手の事業固有の潜在的な弱さではなく借り手の流動資金が必要となるタイミングに起因するものです。破綻企業に対して資産担保ローンを組成する場合であっても、資産担保貸付業者は、発生するリスクを上回る価格となるよう交渉することができます。価格決定には通常、魅力的なマージンが含まれます。資産担保貸付戦略は、他の戦略よりも参入障壁が高いため、競争が抑制され魅力的なリスク調整後リターンを提供します。

私募アービトラージ（プライベート・プレイスメント・アービトラージ）

この戦略を追求するマネージャーは、株式会社の私募有価証券に投資します。これらの有価証券は、一般的に私募転換社債およびボーナス・ストレート新株引受権として構成されていますが、これにより保有者は転換社債を原普通株式に割引きで転換し、新株引受権をあらかじめ決定された行使価格で転換することができます。かかる社債は、担保付とされることもあります。収益は、有価証券を割安で購入しかつダイナミック・ヘッジ手法を利用することにより獲得されます。もう1つの戦略バリエーションは、「株式与信枠」を使用します。このバリエーションでは、企業は、割引株式と引き換えに、マネージャーが定める与信枠から資金調達することができます。マネージャーは、同時にこの割引株式を市場で売却し、割引額を実現します。私募転換社債の発行により資金を調達する企業は、追加自己資本を調達するために必要な準備期間を大幅に短縮できるというメリットがあり、また希望する資金が調達できるという保証もあります。

ヘッジ株式戦略

ヘッジ株式戦略では、株式の買い持ちと株式またはインデックスの空売りを組み合わせます。典型的な戦略では、伝統的な株式運用者が利用するものと類似の分析論を用いて、市場がミスプライスに反応する前に、割安株を購入し、割高株を空売りしようとしています。ショート・ポジションは、実際の空売りではなく先物およびオプション等のデリバティブを利用することで構築することができます。リスク・レベルは、とりわけ、ロング・ポートフォリオのショート・ポートフォリオによりヘッジされる度合いに左右されます。したがって、市場リスクのレベルが大きく異なることがあり、これにより前述の2つの戦略に比べ、幅広いリスク・リターン特性を有することになります。銘柄選択がファンダメンタルな価値尺度に基づいてなされているか定量的な価値尺度に基づいてなされているかにかかわらず、株式マーケット・ニュートラル戦略では、ロング・ポジションおよびショート・ポジションにおける金額をほぼ等しい状態で維持しようと努めます。マーケット・ニュートラルのマネージャーの多くもまたベータ、セクター、スタイル、時価総額および価格に対しての中立を維持しようと努めます。基本的に、マーケット・ニュートラル戦略の目的は、市場の動向にかかわらず、絶対収益をあげることであり、これにより株式市場との相関関係が低くなり、リスクの度合いが相対的に低くなります。このスタイルの戦略には、ロング／ショート株式、株式イベント分析戦略、ファンダメンタル株式マーケット・ニュートラル株式および定量的株式マーケット・ニュートラルならびに特化型ショート・バイアスが含まれ、その詳細は以下に記載されています。

ロング／ショート株式

ロング／ショート株式戦略は、伝統的なヘッジファンド戦略といわれることがあります。これは、1949年にアルフレッド・ジョーンズが初のヘッジファンドを始めた時に使用した戦略で、市場において株式の買いおよび売りの両方を伴うディレクショナル戦略です。その目的は、本来それ自体でマーケット・ニュートラルになることではありません。割安株の購入および割高株の売却は、様々なアプローチおよび評価指標を用いた企業評価を伴います。さらに、マネージャーは、例えばバリュウ、グロース／モメンタムまたはトレーディング／カタリストを重視することがあります。マネージャーは、先物およびオプションを利用してヘッジすることができますが、一般的には「割高」株をヘッジすることによりさらなるアルファを得ようと努めます。その焦点は、地域型、セクター特有型または分散型であることがあります。ロング／ショート株式のマネージャーは、従来の株式ファンドに比べて実質的に集中型のポートフォリオを保有する傾向があります。この戦略のマネージャーの多くは、大手資産運用会社およびブローカーがカバーしていない中型株および小型株で運用しています。

特化型ショート・バイアス

この戦略は株式ロング／ショートの特殊なバリエーションで、この戦略においては、マネージャーは正味のショート市場リスク（ショート・ポジション）を維持します。ショート・バイアスのマネージャーは、多くの場合、株式およびデリバティブにおいて空売りを行います。この区分に分類されるためには、マネージャーのポートフォリオは常にショート（つまり、ショート・ポジションがロング・ポジションを上回ること）でなければなりません。ロング／ショート株式のマネージャーの多くはロング・バイアスの傾向があるため、ショート・バイアスのマネージャーをロング／ショート株式のポートフォリオに含めることで、リスク調整後リターンを高め、市場状況が悪化した場合の収益性を安定させることができる可能性があります。

株式イベント分析戦略

この戦略の主な目的は、特定のカタリストにより価値が上昇するとマネージャーが考える株式を購入することです。通常これらのカタリストには、株主価値の向上を目的とした、ある種の企業活動が関係しています。これらの事由の例として、企業分割、合併、未公開企業買収、特別配当、または企業の資本構造の著しい変動等が挙げられます。この区分のファンドの一部は、ファンドそのものが大株主としての影響力を利用し、企業の経営陣に対し、株主価値が向上するとファンドが考える具体的な行動をとるよう説得を図る、アクティビスト・ファンドが含まれます。他の場合では、ファンドは、カタリストが生じると予想する会社に対し投資を行います。具体的な行動を開始するよう経営陣に積極的に働きかけることはありません。この区分のファンドは、一般的に株式のショート・ポジションよりロング・ポジションの方が多い、ロング・バイアスのファンドですが、投資の性質から、多くの場合、その収益は全般的な株式市場の変動とは低相関にあります。個々のファンドは、ヘッジの度合いおよびファンドの典型的なベータ特性においても異なります。

ファンダメンタル株式マーケット・ニュートラルおよび定量的株式マーケット・ニュートラル

これらの2つの戦略では、通常、相殺し合うほぼ同額のロング株式ポジションおよびショート株式ポジションから成るポートフォリオが構築されます。市場平均を上回ると予想される株式がロング（買い持ち）され、市場平均を下回ると予想される株式はショート（空売り）されます。ロングおよびショートのポジションのバランスを保つことにより、ポートフォリオ全体が、市場全体の評価に影響を及ぼす市場事由から隔離されます。常にではないものの多くの場合には、マネージャーは、業種・産業偏重を最小化するポートフォリオを組成することで、特定の業種または産業に影響を及ぼす市場関連リスクからポートフォリオを隔離します。マネージャーは、通常、高度に分散された多様なロングおよびショートのポートフォリオを運用しています。個別の銘柄選択が主にファンダメンタル分析モデルに基づいて行われる戦略を、ファンダメンタル株式マーケット・ニュートラルといいます。銘柄選択は、平均回帰またはトレンド（統計的アービトラージ）を捉えようとするモデル、または体系的な企業評価モデルにより、またはその両方により行うこともできますが、かかる戦略を定量的株式マーケット・ニュートラルといいます。株式マーケット・ニュートラルのアプローチは、多様な市場状況においてボラティリティを抑えながら安定した収益を得ることを目的としています。

トレーディング戦略

これらは、株式、債券、通貨および商品の時価の方向性に基づいて投資する戦略です。ヘッジファンドのマネージャーは、通常、システマチック・マネージャーまたはディスクレショナリー・マネージャーです。システマチック・マネージャーは、主として「トレンド・フォロワー」であり、トレンドを特定するためにコンピューター・モデルを使用します。ディスクレショナリー・マネージャーは、通常、定量的アプローチよりも、経済環境のファンダメンタル分析に依拠します。トレーディング戦略は、その性質上、市場の方向性に依拠し、また使用されるレバレッジの度合いのため、他のヘッジファンドのスタイルに比べ、高いリスクを伴います。しかしながら、トレーディング投資戦略は、他のヘッジファンドのスタイルおよび市場全般の両方と相関性がないことが多いため、魅力的な分散を提供する可能性があります。このスタイルの戦略には、先物戦略およびマクロ戦略が含まれ、その詳細は以下に記載されています。

先物戦略

先物ヘッジファンドのマネージャーは、商品取引アドバイザー（以下「CTA」といいます。）ともいわれ、金利、指数、通貨、金属、エネルギー、穀物等の商品および／または金融先物商品を通して実施される、多岐にわたる戦略を統合します。当該戦略には、様々な時間尺度における価格トレンドを追求する（短期間の平均回帰については、ほとんど行いません。）系統的アプローチの定量的マネージャーがいます。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ファンダメンタル分析に基づくディスクレショナリー・マネージャーのディレクショナル・アプローチを有する先物／商品マネージャーを、マクロ・マネージャーに分類します。典型的なトレンド・フォロワーであるCTAマネージャーは、24時間自動システムで取引を行います。モデルは通常、純粋に価格および取引数量に基づいており、ファンダメンタル要因を含みません。マネージャーは、トレンドを把握するために、様々な数学的手法またはアルゴリズムを用いることがあります。それらは相関が高い傾向にあります。トレンド・フォロワーは、ある程度、過去に波乱市場で実績をあげたロング・ボラティリ

ティ戦略とみなすことができます。当該戦略はその性質上、市場の方向性に依拠するものであり、レバレッジされる傾向にあるため、そのボラティリティは、相対価値戦略およびイベント分析戦略のボラティリティに比べ、大幅に高くなると期待されます。理論的なリスク配分プロセス、ストップロス方針またはモデル／時間尺度／市場分散によるリスク管理が不可欠です。

マクロ戦略

マクロ・ヘッジファンドのマネージャーは、株式（指数）、金利、債券、外国為替および商品の価格変動を予測し投資します。これらの変動は、主にマクロ経済政策の変更、経済動向、政治動向および／または需給ショックに起因します。一部のマネージャーは金融市場におけるこれらの要因の定性的評価を行います、その他のマネージャーは定量的経済モデリングを行うことにより、投資判断を行います（かかる取引戦略は完全自動化されていることがあります。）。マネージャーは、一般的にグローバルに投資を行っており、いかなる金融商品またはそのデリバティブにも投資することができます。レバレッジを利用した通貨投資はこの戦略の重要な要素となる可能性があり、一部のマネージャーは専らレバレッジを利用した通貨投資を中心としています。当該戦略はその性質上、市場の方向性に依拠するものであり、レバレッジされる傾向にあるため、そのボラティリティは、相対価値戦略およびイベント分析戦略のボラティリティに比べ、大幅に高くなると期待されます。理論的なリスク配分プロセスによるリスク測定およびリスク管理が不可欠です。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、上記以外のもので将来利用可能となる新たな戦略を使用したヘッジファンドにも投資することができます。ただし、かかるヘッジファンドがゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的および投資方針と合致したリスク・リターンの特性を採用していることを条件とします。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

（３）【運用体制】

ファンドは原則として、ファンドのすべての資産を本債券に投資します。上記に記載の本債券に関しては、決定代理人が、配分メカニズムに基づき、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの配分を決定します。さらに、決定代理人は、その単独の裁量において、発行会社税制事由、法令変更、ヘッジ障害またはヘッジコスト増加が、該当する場合、終了事由または早期償還事由に該当するか否かを決定します。

ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ運用

ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ運用は、以下のとおり行われます。

投資担当スタッフおよび委員会構造

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドに関する投資判断を行うに際して厳格で体系化されたプロセスを用いています。すべての投資判断はゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの資産配分委員会（以下「資産配分委員会」といいます。）によって行われます。公式の資産配分委員会は毎月１回開催され、ゴテックス・ノムラMNファンドに関して、ヘッジファンドへの投資および解約の決定が確定されて承認されます。資産配分委員会は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの上級役員によって構成されています。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのマーケットニュートラル調査委員会（以下「MN調査委員会」といいます。）は、資産配分委員会の中の小委員会であり、13名の投資専門家を含みます。MN調査委員会メンバーは全員、戦略に特化しないジェネラリストです。MN調査委員会はヘッジファンドへの投資を正式に承認し、ゴテックス・ノムラMNファンドの戦略配分を正式に承認します。

公式のMN調査委員会は、毎月５回開催されます。これらの会議が、月間を通じて投資チームの仕事の中心となります。各会議は正式な議題に沿って進められ、すべての審議および決定はMN調査委員会の議事録に記録されます。

MN調査委員会は、毎月、以下の決定を正式に行います。

- ・各種ヘッジファンド戦略への資産配分比率の目標の変更
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドのための新しいヘッジファンドの承認

- ・ゴテックス・ノムラMNファンドのヘッジファンドの除去
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドのためのヘッジファンドに関する承認レベルの変更

説明責任を明らかにし、意思決定プロセスを合理化するため、ポートフォリオ・マネージャーがゴテックス・ノムラMNファンドのために任命されています。MN調査委員会のメンバーでもあるポートフォリオ・マネージャーは、以下の責任を負っています。

- ・MN調査委員会の会議において戦略配分に関する審議を先導すること
- ・デューディリジェンス候補リストの管理、見込みのあるヘッジファンドに対するデューディリジェンスの優先度の決定および承認のために提出された投資ファンドの承認期日の設定
- ・業務デューディリジェンスチームの作業の調整および優先順位づけ
- ・ヘッジファンドのマネージャーとともにそれぞれの投資ファンドに対して行われている進行中のデューディリジェンスを先導すること
- ・投資ファンドのリスクおよび属性に関する審議の先導
- ・投資ファンドの現金残管理および業務運用上の問題点への対処
- ・MN調査委員会および資産配分委員会に対する提案の準備

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資活動は、2名の共同ポートフォリオ・マネージャーにより行われます。共同ポートフォリオ・マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの上級投資役員であり、かつ資産配分委員会およびMN調査委員会の上級委員です。共同ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオの配分および成績についての最終的な責任を負っています。MN調査委員会の他のメンバーは、マネージャーのデューディリジェンス、マネージャーの承認および戦略配分の審議ならびにゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ・マネージャーに対し、追加的な識見および助言の提供に携わっています。

そしてまた、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、投資プロセスにおいて重要な役割を果たすアナリストチームを活用しています。アナリストチームは、ヘッジファンドのデューディリジェンス作業に参加し、ポートフォリオ・マネージャーとともに担当の戦略および地理的範囲内における魅力的な投資ヘッジファンド候補の特定に取組み、ポートフォリオ運用に係る定量的な裏づけを提供しています。承認された各ヘッジファンドは個々のアナリストに割振られます。このような立場から、アナリストは以下の機能職務を果たします。

- ・可能な限り、デューディリジェンス会議へMN調査委員会のメンバーに同行すること
- ・ヘッジファンドのマネージャーにより作成された月次報告書（リスクおよびコメント）を読み、重要事項についてMN調査委員会に報告すること
- ・運用資産残高、解約通知、スタッフの異動等の、投資ファンドに関係する主要事項の確認
- ・各戦略に対し重大な影響があると考えられる様々なリスク指標を含む、ポートフォリオの主要な統計データのモニタリング
- ・ヘッジファンドのためのリスクに関する月次または四半期報告書の作成および同じ戦略の下にあるすべての投資ファンドについて、かかる情報を統合すること

ヘッジファンドのマネージャーへのアナリストの割り振りは、まずマネージャーへの地理的な近さに基づいて行われ、次に専門とする戦略が二番目の判断基準として使われます。これらの割り振りはより恒久的となることを想定しており、これにより、各ヘッジファンドのマネージャーとの継続的な関係および担当する特定の戦略について専門性の確立を図っています。

戦略配分

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが用いる投資判断の手法には「トップダウン」および「ボトムアップ」の両方の要素があります。MN調査委員会は、市場環境を包括的に評価するために、金融市場および広範な市場データを精査します。これが、毎月、MN調査委員会の会議のうちの一つで検討されて審議されます。この審議の結果が、ゴテックス・ノムラMNファンドの各ヘッジファンド戦略の見通しに関する評価です。個々の戦略についての包括的な見解は、6ヶ月から12ヶ月先までの見通しを示すものです。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、頻繁に戦略を調整しようとはしません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、戦略配分を毎月大きく変更しないということです。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはむしろ、中期的に見て最も優れた成績を出すと考えられる戦略に資産配分をすることに努めます。これは、ヘッジファンドの流動性の実態と、資産価格が短期的にどのようなタイミングで変動するかということを正確に予測するのが非常に困難である、というゴテックス・ノムラMNファンドの投資マ

ネージャーの考えを反映しています。したがって、大幅な戦略配分の動きはこのように、1ヶ月間ではなく数ヶ月間にわたり実施されます。

ゴテックス・ノムラMNファンドの戦略配分は、ゴテックス・ノムラMNファンドの共同ポートフォリオ・マネージャーにより決定されます。それらの決定は、MN調査委員会がまとめた、市場および個々の戦略に関する包括的な見通しから、ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク・リターン目標および投資ガイドラインを反映した具体的な目標戦略配分を設定します。具体的な戦略目標を定めるに際し、ポートフォリオ・マネージャーはその戦略区分の下にある個々の承認されたヘッジファンドのリスク要因に対するエクスポージャーも考慮します。一つの戦略（例えば、転換社債アービトラージ）の下にあっても、異なる種類のリスクをとることでリターンを出すことができるよう、個々のヘッジファンドは異なる投資戦略を採用していることがあります。したがって、一つの戦略の下にある異なるヘッジファンドのリターンは、完全な相関はありません。ポートフォリオ・マネージャーは、担当する戦略の下にある承認された各投資ファンドの成績が何ヶ月か先までにどのように推移するのか、また担当する戦略の範囲内でどれだけ分散できるかを見積もるために、かかるファンドのリスクに対するエクスポージャーを見極めることに相当な時間および労力を費やしています。例えば、転換社債アービトラージ戦略の場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、以下の重大なリスク要因に対する個別のヘッジファンドのエクスポージャーを測ります。

- ・ハイイールド債のクレジットスプレッドに対するエクスポージャー
- ・投資適格債のクレジットスプレッドに対するエクスポージャー
- ・株式のボラティリティに対するエクスポージャー
- ・イールドカーブに対するエクスポージャー
- ・「ガンマ／セータ」のリスク（すなわち、原株式で実現されるボラティリティが転換社債に組み込まれているオプションのボラティリティから予測されるものを下回る場合のリスク）
- ・プレミアムリスクまたは期限前償還リスク
- ・クレジットヘッジの程度および使用したヘッジと個別の債券のベシスリスク（例えば、指数ヘッジと個別銘柄）

ポートフォリオ・マネージャーにより提案された戦略目標は、MN調査委員会会議で検討され、最終的な目標はMN調査委員会により承認されます。

ヘッジファンドのデューディリジェンスおよび承認プロセス

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの投資チームが、すべての新しいヘッジファンド候補を探し出し評価します。外部のアドバイザーに依頼することはありません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、定量的プロセスおよび定性的プロセスの両方を用いて投資先の候補を選出します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ヘッジファンドに関する異なる4つの外部のデータベースを統合して作られた、ヘッジファンドに関する膨大なデータベースを有しており、さらにこれら4つのデータベースには報告されないその他のヘッジファンドから集められた追加情報によってかかるデータベースを補完しています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、定量的および定性的情報を用いてヘッジファンドを特定し順位づけすることができる一連の選別ツールをこのデータベース上に開発しました。定性的情報には、採用戦略、投資ファンドの主な地理的な投資対象およびトラック・レコードの長さ等の情報が含まれます。定量的情報には、様々なリスク・リターン指標に基づく選別基準ならびに様々な資産クラスの指数との相関関係およびベータ値が含まれます。これらの選別基準に基づきヘッジファンドが特定されると、特性ごとにグループに分けられ、同グループ内の投資ファンドを様々なリスク・リターン指標に基づき順位づけすることができます。

優先度が高いと見込まれたヘッジファンドについては、MN調査委員会メンバーが現地で行う最初のデューディリジェンスを行います。通常、アナリストもMN調査委員会メンバーに同行します。最初のデューディリジェンスの会議の目的は、ヘッジファンドの戦略および採用されている投資プロセスについて明瞭に理解し、投資チームおよび投資プロセスの質を評価することです。デューディリジェンス作業の最も重要な点は、ヘッジファンドが十分なアルファを創出する見込みがあるかを判断し、かかるアルファの持続性を見極めることです。次に重要なところは、採用されているリスク管理の手順が適切で高度化されているかという点です。

初回の会議の結果が良好な場合、MN調査委員会の他のメンバーと行う追加のデューディリジェンス会議の日程が組まれます。一般に、ヘッジファンドは3人のMN調査委員会メンバーがデューディリジェンスを行うまでは、投資先として承認されません。このプロセスを経ることにより、徹底したデューディリジェンス作業が

確実に行われ、経験を積んだ上級投資専門家からの異なる意見も確実に検討されます。

デューディリジェンス作業の最終段階として、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー専属の業務デューディリジェンスチームによる業務デューディリジェンス調査が別途あります。この調査は、専ら業務リスクに焦点を当てるものです。業務手順、内部統制、法令遵守、システムおよび第三者の業務提供者の質の査定を含みます。行われる投資の性質上、業務リスクが高まる資産担保貸付または私募アービトラージ等の戦略については、事業調査は綿密に行われます。これらの場合、ヘッジファンドの事務代行会社、銀行および保管会社に対して、広範にわたる質問状および電話による詳細な面接が審査に含まれます。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはさらに、投資ファンドの取引に関するファイルを審査し、資金の移転に関する書類を確認し、電信送金のための署名手続を審査し、取引の相手方、顧客および競合者から話を聞きます。また、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、承認する前に各マネージャーが確認し終わらなければならない法律事項のチェックリストを導入しています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ヘッジファンドが使用する法律関係の文書調査の審査のために、独立した法律顧問を雇うことがあります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドによる投資の前提条件として、ヘッジファンドにその業務手順を変更させ、より優れた内部統制を導入させることがあります。

ヘッジファンドがゴテックス・ノムラMNファンドの投資先として承認される準備が整った時点で、投資ファンドはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのMN調査委員会の会議において検討され、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資ファンドとして承認するため、また、ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオにおけるかかるヘッジファンドへの投資配分比率の上限を割当てするためのMN調査委員会のメンバーによる、正式な投票が行われます。

承認された投資ファンドのモニタリング

承認されたヘッジファンドは高度に体系化された審査手順によりモニタリングされています。ゴテックス・ノムラMNファンドによる投資のために承認されたヘッジファンドのマネージャーは全員、現地でのデューディリジェンスをそれぞれ四半期毎に行う3グループのうちの一つに分類されます。

- ・グループ1：1月、4月、7月および10月に予定されている現地で行う会議
- ・グループ2：2月、5月、8月および11月に予定されている現地で行う会議
- ・グループ3：3月、6月、9月および12月に予定されている現地で行う会議

各グループのヘッジファンドは、四半期毎にアナリストとともに広範なデューディリジェンス会議を行うMN調査委員会メンバーの一人に割当てられます。会議は、ヘッジファンドの最近の動向、最近のパフォーマンスの検討、現状のポートフォリオおよびリスクに対するエクスポージャーの検討ならびに投資ファンドおよびその戦略の見通しの検討に焦点を当てています。デューディリジェンス会議の結果は、その後のMN調査委員会の会議で検討されます。

MN調査委員会は、以下のいずれかの理由により、承認された投資ファンドをモニタリング・リストに載せ、定期的に予定されている訪問調査とは別に、追加のデューディリジェンス会議を優先的に設定することができます。

- ・特定のヘッジファンドのマネージャーに関して関心が寄せられている／検討されている懸案事項／問題がある場合
- ・当該投資ファンドの月次のバリュアットリスク値の範囲を上回るまたは下回る成績となった場合
- ・リスク報告においてリスク特性の大きな変化またはスタイル変化の可能性が示されている場合
- ・運用資産総額に大きな変化があった場合
- ・ヘッジファンドの投資チームに著しい変更があった場合
- ・大きな市場変動にさらされている戦略または資産クラスに投資ファンドが投資している場合
- ・ヘッジファンドのマネージャーによる投資見通しに基づき収益性が低いと予想される戦略または資産クラスに投資ファンドが投資している場合

モニタリング・リストに載せられたヘッジファンドは、モニタリング・リストに載せられることとなった原因が適切に解消されるか、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーがかかる投資ファンドへの投資を解約するまで、MN調査委員会メンバーによる毎月の訪問調査および／または詳細な電話による調査を含む、より慎重なモニタリングの下に置かれます。

ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク管理

リスク全般をモニタリング・管理するための多くの独立した手法を用いながら、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、リスクに対して、大きく見て2つに分けられるレベルで、対処します。かかる2つの大きなレベルとは、次のものです。

1. ヘッジファンドに固有のリスク査定およびリスク・モニタリング。および、
2. ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク管理およびリスク・モニタリング。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、リスク管理は投資プロセスの中核であると考えます。したがって、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの投資チームの各個人は、上席投資パートナーからアナリストにいたるまで、最低一つは以下に記載するリスク管理プロセスに関与しています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのMN調査委員会は、任務全体の一環として、リスク管理情報を検討する責任を負います。かかる情報は、各個別投資ファンドへの投資に係る意思決定を行うにあたり、またゴテックス・ノムラMNファンドの戦略配分に関する決定にあたり活用されます。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのリスク管理能力を強化し、またリスク・モニタリング機能の十分な独立性を確保するため、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、独立したリスク管理部署を設置しました。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの独立リスク管理部（以下「GIRU」といいます。）は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの投資ファンド選定機能および資産配分機能を補完するために設置されました。GIRUは、ヘッジファンド投資の直接のリスク・モニタリングに責任を負うMN調査委員会の作業を支援する基盤、プロセスおよび方法論を提供します。特に、この基盤により、MN調査委員会および資産配分委員会が、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのアナリストによって、個別ヘッジファンドのレベルで収集されたリスクデータを十分に活用できるようになります。かかる情報は、かかる委員会が投資判断の決定および配分の決定のために使う複数のインプットのうちの一つとして活用されます。また、GIRUは、ゴテックス・ノムラMNファンドに適用されるリスク警告およびリスク制限の遵守を確保します。最後に、マネージャーの業務デューディリジェンスに関するGIRUの直接的役割は、従来型の投資審査に加え、業務審査に専任の人材が配置されることを保証します。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、マネージャー・リスクを評価し、集約するための独自のリスク管理システムを導入しました。戦略ごとにカスタマイズされた定型の報告書式が用意され、各マネージャーのために記入されます。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ヘッジファンドに全面的に依存するのではなく、ヘッジファンドのマネージャーと作業を共にし、リスク報告を完成するために自社のアナリストを活用します。かかる作業は、一部の戦略については毎月行われ、その他の戦略については四半期毎に行われます。かかる報告では、ポートフォリオにおける最大のリスク状況とともに主要なリスク要因を特定します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、投資ファンド固有のリスクを大幅に排除するため、目標の資産配分の達成手法の分散を図ることでリスク管理を実施します。

ポートフォリオの構築

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのポートフォリオは、体系的に構築されています。ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオの構築を主導し、MN調査委員会に対して推奨を行い、最終的に資産配分委員会の承認を求めます。かかる個別の推奨においては、当該投資ファンドに固有のリスク、戦略、および流動性指針に従って、かかるファンドの投資収益（リターン）の最大化を追求します。かかるポートフォリオ・マネージャーは、個々の戦略および個々の投資ファンドの見通しを、ポートフォリオ構築プロセスに組み込むことについて最終的な責任を負います。個別のヘッジファンドへの配分は、以下の要因の組み合わせに基づいて行われます。

- ・当該ヘッジファンドにおいて用いられる戦略または複数の戦略の見通し
- ・当該ヘッジファンドにおいてマネージャーが現在担当する特定の取引およびリスクに対するエクスポージャーの分析
- ・当該投資ファンドの過去の実績およびリスクに、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの将来見通しを加味したもの
- ・提案された取引がゴテックス・ノムラMNファンドのリスク・リターンに与える影響、ならびに
- ・流動性の検討ならびにポートフォリオのガイドラインおよび制約の影響

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ポートフォリオ・マネージャーがポートフォリオの構築プロセスで定量的裏づけを提供するために使うポートフォリオ構築ツールを開発しました。このツールは、各ヘッジファンドへの投資がファンド・オブ・ファンズ形式の各商品に対する投資にもたらすリスク・リターンに関して情報を提供し、これによりポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオについて起こりうる事態に応じた分析を行うことができます。この枠組は、単純な分散分析ではありません。この枠組は、歪み（非対称）および尖度（平均値周辺での集中度）の見積もりを統合してポートフォリオ構築の枠組みとするものです。このツールを用いることにより、ポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズの運用に際して検討すべきその他の実務的問題をすべて考慮した上で、ポートフォリオをリスクとリターンとの最適の組み合わせを導き出すことができます。

資産配分委員会の開催に先立ち、調査チームは、当該月に行われた5つのMN調査委員会の会合の議事録、ならびに議論の基礎となる実績および目標配分報告を配布します。また、資産配分委員会の委員は、リスク・モニタリング・チームおよび運用チームからの報告を受け取ります。かかる資料は、以下の内容を含みます。

- ・ゴテックス・ノムラMNファンドの実績および要因の分析
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドについての戦略分析および戦略目標の推奨
- ・承認済の投資ファンド実績分析および異常実績の検討
- ・検討済の個別ヘッジファンドすべてについてのデューディリジェンス報告
- ・法令遵守およびリスク報告
- ・投資ファンドの資金流入および流出すべてについての金額および供給元の概要、ならびにゴテックス・ノムラMNファンドに投資される金額を記載した現金収支報告、ならびに
- ・各投資ファンドについて、ポートフォリオ・マネージャーにより提案され、MN調査委員会により承認された、推奨される取引

資産配分委員会は、資料および推奨について討議し、ゴテックス・ノムラMNファンドに関してなされる実際のヘッジファンド投資および解約を、公式に承認します。

投資指針および投資制限

- ・ゴテックス・ノムラMNファンドは、少なくとも40のヘッジファンド投資により構成され、またグローバルな観点から投資されます。
- ・戦略のカテゴリー（すなわち、相対価値戦略、イベント分析戦略、ヘッジ株式戦略、トレーディング戦略）において、いずれか一つの投資戦略（たとえば、転換社債アービトラージ）に配分されるのは、通常、ゴテックス・ノムラMNファンドの40%以下とします。
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドの資産の少なくとも85%は、最低限12ヶ月の投資実績記録を有するヘッジファンドに配分するものとします。（この投資制限を満たしているかどうかを判断する際に、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資先であるヘッジファンドに対するオンショア・クローン・ファンドの投資実績記録、または同じヘッジファンド・マネージャーが運用するその他の実質的に類似するファンドの投資実績記録をもって、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資する特定のヘッジファンドの実績記録に代えることができます）。
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドは、レバレッジド・バイアウト投資ファンドおよびベンチャー・キャピタル投資ファンドには、投資しないものとします。
- ・一つのヘッジファンドへの投資は、いかなる場合も、ゴテックス・ノムラMNファンドの資産の10%を超えることはできません。この制限に違反があった場合は、かかる投資は、当該ヘッジファンドの次の取引日に減額されるものとします。
- ・同一の投資運用チームが運用するヘッジファンドには、ゴテックス・ノムラMNファンドの資産の20%を超えて投資してはならないものとします。この制限に違反があった場合は、かかる投資は、当該ヘッジファンドの次の取引日に減額するものとします。
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドは、プラスマイナス1.5年までのデュレーション、および、該当する株式ベンチマークに対してプラスマイナス0.15のベータ値を示すことが期待されるヘッジファンドに投資します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、かかる数値範囲を、もっぱら参考指針として使います。また、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、外国為替および商品に係るリスクに対する直接のエクスポージャーの大部分をヘッジしないヘッジファンドには投資しませんが、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、外国為替および／または商品に対するエクスポー

ジャーを有する資産への投資により、かかるリスクがゴテックス・ノムラMNファンドに残存することがあることを認識しています。投資の適切性は無論のこと、多くのその他の要因に基づいています。

ただし現在、ゴテックス・ノムラMNファンドは段階的に換金作業をすすめているため、一部上記の投資指針および投資制限が適用されません。

上記は、2010年1月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社と協議の上、受益証券の保有者（以下「受益者」といいます。）に対し、受益者の保有受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができます。分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

本書の日付現在、ファンド証券について分配を行わない予定です。分配を行う決定は、管理会社またはその代理としての事務代行会社によりなされます。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、JSDAの規則（以下に定義されます。）を含む下記の制限に服します。

- (a) 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下であること。
 - (b) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借り入れは禁止されています。ただし、合併、融合やその同等の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
 - (c) 株式の取得の制限 ファンドは、（i）いかなる種類の持分証券にも投資せず、（ii）株式投資を行わず、（iii）持分証券または株式に投資を行う契約型投資信託に投資せず、また（iv）会社型投資信託に投資しません。
 - (d) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産といった流動性に欠ける資産に投資する場合に、かかる投資対象の評価方法の透明性を維持するための適式な方法を取ります。
 - (e) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用に不利になるような取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。
- ファンドはまた、ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」といいます。）に服し、したがって受託会社および管理会社のいずれもファンドを代理して、
- (f) 受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行ってはありません。
 - (g) 受託会社、管理会社またはファンド以外の当事者の利益を図るために取引を行ってはありません。また、
 - (h) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資の場合、かかる投資先の純資産総額の15%超をファンドが所有することになる投資を行ってはありません。

本書に定める主要な投資目的および方針に従い、また前述の（c）のとおり、ファンドは持分証券に投資せず、したがって本規則に規定される株式投資に関する制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反せず、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

① リスク要因

a. リスク要因

受益証券への投資には一定のリスクが伴います。しかし、本項ではそれらのリスクを完全にリストアップすることを目的としてはおりません。さらに、ファンドおよび受益者に賦課される課税水準、課税標準および免除額については変更されることがあります。

受益証券1口当たり純資産価格は上下する可能性があります。ファンドでは投資目的の達成または損失の回避を保証してはおりません。以下ファンドには次のようなリスクが発生する可能性があります。

- (a) ファンドへの投資によって利益が生じるという保証はありません。過去のパフォーマンスが必ずしも将来のパフォーマンスへの指針となるものではありません。受益証券の純資産価格とそれに由来する分配金は上下する可能性があり、投資家は投資額を全額回収できない場合もあります。また投資額の相当額または全額について損失が生じることもあります。
- (b) ファンドが本債券を通じて複数の通貨市場に投資し、ファンドの通貨が投資市場の通貨と異なる場合、投資家について通常の投資リスクより大きい追加的な損失（あるいは余得）が見込まれます。
- (c) 受託会社が「第一部 第1 2 投資方針」に記載のある戦略または計画を実行する意図で行動しても、それが必ずしも成功裏に実行される保証はありません。
- (d) ファンドのパフォーマンスはファンドが投資する本債券の価格の変動にとりわけ大きく依存しています。よって、対象インデックスの全般的な動きがファンドのパフォーマンスに対しプラス効果またはマイナス効果を与える可能性があります。
- (e) 受益証券は、受益者の選択によって、2006年11月30日を開始日とするファンドの信託期間内の該当する買戻日（以下に定義されます。）に買戻すことが可能です。しかし、買戻金および分配収益金の支払は、本債券発行会社からファンドへの解約金支払の遅延により、遅れることがあります。同様に受益証券の譲渡には制限があります。ある特定の状況では、受益証券の譲渡または買戻しは停止されることがあります。本書の日付現在、受益証券の買戻しは停止されています。
- (f) ファンドが投資する本債券には、本債券に係る償還が、発行会社の倒産等により、本債券の要項に当初記載されたとおりに支払われないリスクや、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値の減少によって本債券の価値が減少するリスクがあります。
- (g) ファンドおよび受益者は、日本国およびイギリス領ケイマン諸島における政府規制や税法および税制度の変更やその解釈の変更によって悪影響を受けることがあります。
- (h) ファンドはその資産を主に単独の一家のみから発行された有価証券に投資します。よって、かかるリスクは、分散されたポートフォリオに比べると、単一の経済的、政治的、規制上の要因に左右されやすくなります。

さらに、ファンドへの投資はファンドが投資している本債券にかかる投資リスクの影響も受けやすくなります。該当するリスクは以下ようになりますが、これに限定されるものではありません。

- (a) 本債券は、元本が保証されているものではありません。不利な市場状況においては、受益者は、当初投資額の一部または全部を喪失する場合があります。本債券発行会社によって支払われる本債券の償還額は、本債券の元本割れとなる場合または特定の条件下ではゼロとなる場合もあります。本債券は約3倍のレバレッジを採用しているため、ゴテックス・ノムラMNファンドの価格が下がった場合には、受益者は、ゴテックス・ノムラMNファンドに直接投資した場合よりも著しく速く当初投資額を喪失することがあります。
- (b) 受益者は、本債券がゴテックス・ノムラMNファンドの投資証券にリンクしなくなる原因となる終了事由を読み、十分に理解して下さい。
- (c) 受益者は、償還額が、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズのパフォーマンスを反映するゴテックス・ノムラMNファンドの投資証券のパフォーマンスの影響を受けることに注意しなくてはなりません。

さらに、ファンドへの投資は、ゴテックス・ノムラMNファンドの運用実績に依拠するため、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資にかかる、以下に要約されている各リスクファクターを含みますが、それらに限られません。

(a) 市場リスク

流動性 ゴテックス・ノムラMNファンドによってなされる投資の大半は流動性を欠くものとなります。ゴテックス・ノムラMNファンドが投資すると予測されるヘッジファンドの多くはゴテックス・ノムラMNファンドに対して資金の引き上げを特定の時期（例えば毎月）においてのみしか許可しておらず、多くのヘッジファンドは一定の条件のもとで換金代金の支払停止を行う権利を有しています。ヘッジファンドへの投資はまた、ロックアップ（買戻不可期間）、ゲート（買戻制限）、償還手数料および同種のものを前提としている場合があります。さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドによってなされる投資は、証券、商品または上場取引において扱われるその他の手段に投資するヘッジファンドに対して行うことを意図していますが、かかる投資対象の一部は少量しか取引されないかまたは全く取引されない可能性もあります。これは表示価格での取引やポジションの効率的な取引を困難とさせ得ます。特定の状況においてヘッジファンドは、流動性の低い投資先に投資する可能性があります。かかる投資先については、急速な市場状況の変化の結果としてまたはマージン・コールもしくはその他の要因の結果としてかかる流動性の低い投資先を売却せざるを得なくなった場合に重大な価値損失を被る可能性があります。

指定マネージャーの独立性 ゴテックス・ノムラMNファンドは、ヘッジファンドのいずれにおいても、それらの投資先の選択またはその他の投資判断について現在関与しておらず、将来においても関与する予定はありません。それらすべてはかかるヘッジファンドの完全な支配下にあります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資は、とりわけ、ヘッジファンドが投資を行うためのガイドラインを規定する、ヘッジファンドからの書面による開示および／またはヘッジファンドとの契約に従って行われます。したがって、各ヘッジファンドはかかるヘッジファンドが提供する募集資料の条件に従って特定の取引戦略を遂行しますが、ヘッジファンドがその取引戦略から逸脱した場合、結果として、中でも取引戦略の収益性が低下したり、高リスクな手段が選ばれる可能性があり、かかる取引戦略からの逸脱がゴテックス・ノムラMNファンドのかかるヘッジファンドへの投資のすべてまたは一部の損失を招く可能性があります。さらにヘッジファンドは、内部の運営上、経営上および／または管理手続から発生するリスクおよび／または利益相反の影響を受ける可能性があり、それらはかかるヘッジファンドへのゴテックス・ノムラMNファンドの投資のすべてまたは一部の損失を結果として引き起こす可能性があります。

レバレッジ ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資されるヘッジファンドは、概してレバレッジを用います。これは、借入金の使用ならびにプットおよびコールといったオプションへの投資、先物取引、スワップおよびその他のデリバティブおよびワラントに対する投資を含みます。また、ヘッジファンドは空売りを行う場合もあります。かかる手段および技術は、投資した金額に対してより多くの収益をもたらす可能性を増加させますが、損失リスクもまた増加させるものです。

数量モデル ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドは、裁量の働かない数理取引モデルに基づいて取引を行う可能性があります。一般的にかかるモデルは、所定の事象および／または状況の発生に基づいて投資機会を判断するよう調整されています。かかる事象および／または状況が発生しなかった場合には、モデルはいかなる投資機会および／または利益も生み出さない可能性があります。さらに、モデルに対する依存は、それがなければヘッジファンドに行動を起こさせるはずであった事象および／または状況の発生においてヘッジファンドに行動を起こさせなくしてしまう可能性があります。

競争 ヘッジファンドが参加している多岐に亘る金融・証券市場ならびにゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドによって用いられている多様な手段および技術は、非常に競争が激しく、それぞれ特定のリスクを含んでいます。

信用度 ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資されているヘッジファンドは、様々な信用格付機関によって格付けされていないかまたは比較的強く格付けされている証券に投資する可能性があります。比較的強い格付の証券は元本および利息の損失について、比較的高い格付の証券よりも、特に一般的な経済情勢が悪化した場合には、より高いリスクにさらされます。ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資されるヘッジファンドは、スワップ、デリバティブもしくは複合商品、買戻契約またはその他の店頭取引に投資を

する可能性があります。結果として、ゴテックス・ノムラMNファンドはヘッジファンドがかかる取引において関係する相手方の信用リスクに間接的にさらされる可能性があります。

市場の変動性 ゴテックス・ノムラMNファンドの収益性は、ゴテックス・ノムラMNファンドが選択するヘッジファンドが、株式、債券、株式に対するオプション、その他証券、通貨、規制された先物取引およびその他の商品の将来的価格変動ならびに金利変動を正確に見積もることに依存します。ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資対象に選ばれた様々なヘッジファンドが価格および金利変動について正確な予測に成功するかについては保証し得ません。

システム・リスク 金融市場における単体かまたは複数の大口参加者に関する世界的な事象および／もしくはは活動またはその他の者に関するその他事象もしくはは活動が発生した場合、金融市場の通常業務が一時的な機能停止状態に陥ってしまう可能性があります。かかる事象は、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドに対して、流動性および取引相手方に関する問題（上記参照）から大きな価値の減少をもたらす結果となる可能性があります。かかる場合、結果として、ゴテックス・ノムラMNファンドに損失を負わせることがあります。

経済情勢一般 いかなる投資活動の成功も、経済情勢一般の影響を受けるものであり、経済情勢は金利の利率および変動性ならびに株式と金利感応資産の両方について市場における投資参加者の規模および時機に対して影響を与える可能性があります。ゴテックス・ノムラMNファンドが（直接的にまたはヘッジファンドを通して間接的に）参加している市場における予測外の変動や取引量の減少はゴテックス・ノムラMNファンドに損失を引き起こす可能性があります。

(b) ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク

損失リスク ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資は投機的なものです。投資家はゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資について重大な損失を被るかまたは投資額のすべてを失う可能性があります。

実績 ゴテックス・ノムラMNファンドは、概して長期にわたる関係を有しており、良い実績のあるヘッジファンドに対し資産を投資することを意図しています。しかしながら、過去の実績は将来の成果を示唆するものではなく、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドが過去に達成した実績と類似の成果を達成するか、達成する可能性が高いという表明は何らなされていません。ヘッジファンドの過去の実績は、実際、その後に達成された成果から大きく隔たったものとなる可能性があり、ヘッジファンドに対する投資がゴテックス・ノムラMNファンドのために利益または収益をもたらす保証はありません。投資家はゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資について重大な損失を被るかまたは投資額のすべてを失う可能性があります。

流動性の制限 ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資は、流動性に制限があります。持分の譲渡は自由に行えません。ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドの大半はゴテックス・ノムラMNファンドに対して資金の引き上げを特定の時期（例えば毎月、四半期に一度、毎年）においてのみしか許可しておらず、多くのヘッジファンドは一定の条件のもとで換金代金の支払停止を行う権利を有しています。ヘッジファンドによる投資はまた、ロックアップ、ゲート、償還手数料および同種のものを前提としている場合があります。

償還 ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資は一定の日時において、事前の通知を伴ってのみ償還されることができます。償還はまた、ゴテックス・ノムラMNファンドのヘッジファンドへの投資の流動性にも制約されています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社と相談の上で、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格を決定できない場合またはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが投資家の償還に間に合うようヘッジファンドの償還を通じて直ちにゴテックス・ノムラMNファンドの現金を適正額準備できない場合には、ゴテックス・ノムラMNファンドは償還金の支払を延期する可能性があります。さらに、償還金は見積りの未監査財務情報に基づいてゴテックス・ノムラMNファンドによって支払われる可能性があります。償還価格の計算に当初使用

されていた見積もりの未監査財務情報に対してその後の修正が加えられた場合、一般的にかかる修正は、ゴテックス・ノムラMNファンドの翌評価日における投資証券の純資産価格の計算に反映されます。結果として償還を受ける投資家は、修正された見積もりの未監査財務情報に基づいて償還を受ける権利を持つ投資家よりも多くまたは少なく償還を受ける可能性があります。特定の状況下において、純資産価格の計算がゴテックス・ノムラMNファンドが見積もりの未監査財務情報を受領することによって遅れる可能性があります。一旦最終的な純資産価格が決定された後に、見積もりの未監査財務情報の使用を理由にかかる純資産価格に基づいた償還支払額が遡及的に修正されることはありません。

手数料および経費 ゴテックス・ノムラMNファンドは数次の階層的な手数料および経費を支払わなければなりません。ゴテックス・ノムラMNファンドはファンド自体の経費の他、投資するヘッジファンドの経常経費に加えてヘッジファンドによって請求される運用報酬および成功報酬も共に支払わなければなりません。一般的に、各既存ヘッジファンドにつき、運用報酬は通常1年につき1%から3%の範囲内、成功報酬は1年につき新純利益の20%から30%の範囲内と予測されます。かかる報酬および経費は合計すると、投資家が直接ヘッジファンドに投資する場合に通常発生する報酬および経費を超えるものとなります。

経営参加権の不保持 ゴテックス・ノムラMNファンドの運用における運営は現在においても将来においてもゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが単独で任命され、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資家はゴテックス・ノムラMNファンドの事業の運営または管理に参加する権限を持ちません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資業務の経営に関して、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはゴテックス・ノムラMNファンドのために尽力し、自身の裁量によって適切と判断する時間を費やすものとし、下記「c. ゴテックス・ノムラMNファンドに係る利益相反」をご参照下さい。

利益相反 ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、かかる立場において、潜在的に重大な利益相反にさらされています。しかしながら、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの一般的な受託義務は、いかなる利益相反を解決する際にも善意および誠意をもってあたることを要求しています。下記「c. ゴテックス・ノムラMNファンドに係る利益相反」をご参照下さい。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの独立、主要な個人に対する依存 ゴテックス・ノムラMNファンドの成功は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的に見合うヘッジファンドと共にファンドの資産を選択し、投資するゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの能力次第です。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーがかかる業務を遂行できるかについては何らの保証もすることができません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが特定の主要人物を失わざるを得なくなった場合、その責務を果たす機能は不完全なものとなる可能性があり、投資家はかかる事象に対して特別な償還権利を有しません。さらに、ヘッジファンドも一定の主要人物の能力に依存する可能性があります。かかる人物を失うことはヘッジファンドが責務を遂行する能力を不完全なものとし、ゴテックス・ノムラMNファンドのかかるヘッジファンドに関する利益を損なう結果となる可能性があります。

見積もりの使用 ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格は見積もりの未監査財務情報に基づいて計算される可能性があります。純資産価格の決定に使用される見積もりの未監査財務情報は特定の時点においてゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社が入手可能な情報に基づくものであり、かかる情報は完全でない場合もあります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社およびゴテックス・ノムラMNファンドの取締役は、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドのすべてから受領する評価額の正確性について査定することはできない可能性があります。さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドはゴテックス・ノムラMNファンドが投資するすべてのヘッジファンドから評価額を受領できない可能性もあります。したがって、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資証券の見積純資産価格は、ゴテックス・ノムラMNファンドの監査済財務情報に基づいて決定されたゴテックス・ノムラMNファンドの実際純資産価格よりも高額または低額となる可能性があります。

投資戦略における変化 ゴテックス・ノムラMNファンドによって採用された投資戦略、アプローチおよび技術は、とりわけ市場の発達および動向、新しいまたは進化した投資商品の出現、変化していく業界慣行なら

びに／または技術革新のため、時間を経るごとに進化していく可能性があります。しかしながら、ゴテックス・ノムラMNファンドのために行われる投資は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的に沿うものです。

(c) 規制上のリスク

法律上、税制上および規制上のリスク ゴテックス・ノムラMNファンドの存続期間中に発生する法律上、税制上および規制上の変更が、ゴテックス・ノムラMNファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。私募投資ファンドを取り巻く規制環境は変化しており、投資ファンドへの直接的または間接的な変更により、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資目的を実現するための能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、該当する管轄の現行法、規則および規制の解釈の改正または変更により、ゴテックス・ノムラMNファンドが、当該法令等を遵守するため、一定の費用を負担する場合があります。

b. ファンドに係る利益相反

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者の各々（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの運用業務または管理業務、受託者または業務提供者を務めること、証券の売買、投資運用業務および投資顧問業務、仲介業務、ならびに他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、ファンドに提供する業務に類似する業務を第三者に提供することができ、かかる業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者もしくはかかる者が助言もしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を処分することができます。

関係当事者（受託会社および管理会社を除きます。）は、自らが適切と判断する場合、受益証券を保有し、かつこれを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で、契約を行うかまたは金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、また当該契約または取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

c. ゴテックス・ノムラMNファンドに係る利益相反

ゴテックス・ノムラMNファンドが事業を営む上で、一方ではゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者との間で、他方ではゴテックス・ノムラMNファンドおよびその投資家との間で、利益相反が生じる可能性があります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、受託者としてゴテックス・ノムラMNファンドに対し説明責任があり、したがってゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、かかる事業を誠実かつ完全に取り組まねばなりません。投資家は、かかる利益相反の存在に留意すべきです。各投資家が考慮すべき利益相反は以下のとおりです。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者は、ゴテックス・ノムラMNファンドの事業にすべての時間を費やし、全精力を傾ける義務はありません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが、その裁量により適当とみなすゴテックス・ノムラMNファンドの関係事項について、かかる時間を費やし、精力を傾けることのみをその義務とします。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者の一部は、その他の投資ビークルに対し運営および／または助言し、ならびに、それにつき報酬を受ける、その他の勘定を運用します。かかる投資ビークルおよび／または勘定の一部は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的および戦略と類似の投資目的を有し、また戦略を利用します。さらに、かかる関係者ならびにその他投資ビークルおよび／または運用勘定は、ゴテックス・ノムラMNファンドが利用するヘッジファンドのすべてまたは一部を活用することができます。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドおよびゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのその他の顧客に対し、その裁量により適当とみなす時間を費やし、精力を傾けます。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、適当または望ましいと考える方法で、ゴテックス・ノムラMNファンドの資産配分を決定します。さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者はそれぞれ、同人らが、各々の裁量により、適当または望ましいと考える方法で、かかる関係者、その他投資ビークルおよび／または運用勘定の資産配分を決定します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよび／またはその関係者は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよび／またはその関係者が出資するその他の投資ファンドのために、あるヘッジファンドから資金を引揚げる一方で、同時にゴテックス・ノムラMNファンドのために、当該ヘッジファンドに投資している可能性があります。

利益相反が生じた場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、利益相反が公正に解決されるよう努力します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、注意深く、巧みに、慎重に、かつ熱心にその義務を履行する義務を負います。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーまたはその関係者が運営するゴテックス・ノムラMNファンドおよびその他ファンドとの間で利益相反が生じた場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーまたはかかる関係者は、場合により、各ファンド（または勘定）の投資目的、各ファンドに適用される投資制限およびその他利用可能な投資オプションを考慮の上、かかる利益相反を解決し、その受託者の義務と一貫した公正かつ平等な手段で解決策を模索します。

② リスク管理

前記「第一部 第1 2 （3）運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、2010年1月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

さらに、ファンドに関しNFR&TAは、ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオのための投資が、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが定めたポートフォリオ運用原則を遵守しているかどうか確認するために、かかる投資のモニタリングを行います。かかるモニタリングは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが提供する情報に基づき行われます。NFR&TAは、2001年にアメリカ合衆国のニューヨークにおいて、主にオルタナティブ投資を行う、野村グループの子会社として設立されました。NFR&TAは、世界中のオルタナティブ投資運用会社ならびにその商品の評価、選定およびデータ収集を行っており、また投資助言、モニタリングおよびリスク管理も行っています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

（2）【買戻し手数料】

買戻し手数料（信託財産留保額）はかかりません。

（3）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、その役務につき、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日（以下に定義されます。）のファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含みます。）を、ファンドの資産から受け取ることができます。

受託会社の報酬 受託会社は、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含みます。）を、ファンドの資産から受け取ることができます。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、その役務につき、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.15%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含みます。）を、ファンドの資産から受け取ることができます。

保管会社の報酬 保管会社は、その役務につき、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.03%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含みます。）を、ファンドの資産から受け取ることができます。

代行協会の報酬 代行協会員は、純資産額の年率0.50%に等しい額を、ファンドの資産から四半期毎に日本円で後払いにて受け取る資格を有します。ただし、代行協会員は、2009年1月1日より、今後管理会社に対し通知をするまで、かかる代行協会員報酬を放棄する旨合意しました。

2009年8月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	182,394円
受託会社の報酬	182,393円
事務代行会社の報酬	2,735,815円
保管会社の報酬	580,529円
代行協会の報酬	4,034,534円

（４）【その他の手数料等】

受託会社、管理会社、保管会社、代行協会員および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から支払われ、2016年8月31日（当日を含みます。）までの期間に対して支払われます（ただし、信託証書の規定に従い、ファンドが早期に終了する場合を除きます。）。

ファンドの資産から支払われる、受託会社、管理会社、保管会社、代行協会員および事務代行会社の年間報酬に加え、独立会計士費用や弁護士費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

2009年8月31日に終了した会計年度中のその他経費は、5,881,159円です。

受益者は、上記の経費に加え、本債券のストラクチャーに伴う経費もあり、それらが本債券の価格にすべて反映されていることに留意して下さい。これらの経費には、（i）インデックスの価格を算出する際に適用される想定借入額の1ヶ月円LIBOR+0.35%に設定される借入費用、（ii）本債券の額面金額の年率0.80%に相当する債券管理費用、および（iii）ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格の年率0.30%に相当する為替ヘッジ費用が含まれ、これらはすべて最終条件書に詳述されています。

さらに、受益者は、ゴテックス・ノムラMNファンドのパフォーマンスは、ゴテックス・ノムラMNファンドが負担したすべての報酬および経費を控除した後のものであることに留意して下さい。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーに対し、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率1.10%の運用報酬を、月毎に後払いで支払います。ただし、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、2009年1月1日から、本債券の流通市場取引の停止の解除日まで、かかる月毎のゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの報酬を、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の0.55%の12分の1に減額する旨合意しました。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはまた、ゴテックス・ノムラMNファンドから成功報酬（以下「成功報酬」といいます。）を受け取る資格を有します。

成功報酬は、各暦四半期の最終日に終了する3ヶ月の各期間（以下「ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間」といいます。）に関し算出されます。成功報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの各評価日時点で、月毎に発生するものとみなします。

成功報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーに対し、各ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の最終日の14暦日以内に、後払いで支払われます。

ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資顧問契約が、ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の最終日前に終了する場合、その時点で直近のゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間に係る成功報酬が算出され、契約終了日を当該期間の終了日として計算され、支払われます。

成功報酬の算出方法

成功報酬の額は、ゴテックス・ノムラMNファンド投資口1口当たり純資産価格（計算は下記の方法によります。）のベンチマーク（以下に定義されます。）を超える新たな純増額の10%に、ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間中のゴテックス・ノムラMNファンドの発行済平均投資口数を乗じたものとします。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資口1口当たり純資産価格の新たな純増額は、ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の最終日時点のゴテックス・ノムラMNファンドの投資口1口当たり純資産価格を既払い分配金につき調整し、当該計算期間中に支払われたまたは支払われる成功報酬を控除せず、ベンチマーク超過額を算出することにより、決定されます。ベンチマーク超過額がない場合は、当該ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の成功報酬はゼロとなります。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資口の平均口数は、当該ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間中の各月の最終日時点で発行済のゴテックス・ノムラMNファンドの投資口総数を、当該計算期間中の月数で除して算出されます。

ベンチマーク

最初のゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間のベンチマークは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資口1口当たりの申込価格にハードル・レート（以下に定義されます。）を乗じた数値です。

翌計算期間以降のベンチマークは、それまでの計算期間の最終の評価日におけるゴテックス・ノムラMNファンドの投資口1口当たり純資産価格の最高値（既払い分配金につき調整し、当該計算期間中に支払われたまたは支払われる成功報酬の控除前の値）に、当該計算期間までのハードル・レートを乗じたものです。

ハードル・レート

各ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間につき、各ゴテックス・ノムラMNファンドの投資口のハードル・レートは、（i）100%に、（ii）該当するゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間のゴテックス・ノムラMNファンドの最初の営業日における3ヶ月米ドルLIBOR－BBAに、当該ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間中の暦日数を乗じ、それを365で除して計算される数値を加えたものとなります。

その他報酬

事務代行会社の報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社との事務代行会社契約を締結しています。当該契約に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社は、ゴテックス・ノムラMNファンドのために特定の事務代行役務を遂行します。当該役務に対する報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率約0.04%と想定され、月毎に後払いで支払われます。

保管会社の報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドに対し保管役務を遂行するため、AIB／BNY トラスト・カンパニー（AIB／BNY Trust Company）を起用しています。当該役務に対する報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率約0.03%と想定され、月毎に後払いで支払われます。

監査報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドに対し会計役務を遂行するため、KPMG監査法人を起用しています。当該役務に対する報酬は、毎年約11,250ユーロと想定されています。

報告機関の役務

ゴテックス・ノムラMNファンドは、四半期毎に後払いで支払われる、毎年20,000米ドルを下限としたゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率0.005%の報酬を対価として、報告機関の役務を提供するバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（The Bank of New York Mellon）を起用しています。

モニタリング報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、月毎に後払いで支払われる、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率0.10%の報酬を対価として、リスク・モニタリング役務を提供するNFR&TAを起用しています。

さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドはファンド自体の経費を負担するほか、投資先のヘッジファンドの経常経費に加え、ヘッジファンドの請求する運用報酬および成功報酬も支払わなければなりません。一般的に、投資先のヘッジファンドにつき、運用報酬は通常1年につき1%から3%の範囲内、成功報酬は1年につき新純利益の20%から30%の範囲内と予測されます。かかる「階層的な」報酬および経費は合計すると、投資家が直接ヘッジファンドに投資する場合に通常発生する報酬および経費を超えるものとなります。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上、「公募外国公社債投資信託」として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。
- （４）法人の益金不算入の適用は認められません。
- （５）ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- （６）償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します。）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

（Ｂ）ケイマン諸島

ファンドは、ケイマン諸島当局から、信託法（2009年改訂済）（以下「信託法」といいます。）第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

管理会社により管理されるファンドの運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2009年12月末日現在）

資産の種類	国 名	時価 (円)	投資比率 (%)
債券	ケイマン諸島	1,556,597,000	97.80
現金およびその他の資産（負債控除後）		35,062,512	2.20
純資産総額		1,591,659,512	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年12月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率	償還日	額面金額 (円)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
1	パークレイ ズ・バンク PLC 0% 29/07/16	ケイマン 諸島	債券	0%	2016年 7月29日	4,130,000,000	4,130,000,000	1,556,597,000	97.80

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2009年1月末日から2009年12月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2007年8月31日)	7,844,364,614	10,041
第2会計年度末 (2008年8月31日)	4,736,372,063	8,850
第3会計年度末 (2009年8月31日)	1,572,542,148	3,653
2009年1月末日	1,505,682,865	3,498
2月末日	1,517,920,627	3,526
3月末日	1,469,914,789	3,414
4月末日	1,482,882,871	3,445
5月末日	1,547,818,531	3,595
6月末日	1,551,185,647	3,603
7月末日	1,555,869,503	3,614
8月末日	1,572,542,148	3,653
9月末日	1,589,052,207	3,691
10月末日	1,596,608,646	3,709

11月末日	1,604,922,346	3,728
12月末日	1,591,659,512	3,697

②【分配の推移】

期間	分配金（円）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0

③【収益率の推移】

期間	収益率（注）
第1会計年度	0.41%
第2会計年度	-11.86%
第3会計年度	-58.72%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格。第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、信託証書第38条に基づき、ファンドの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社、またはその代理としての事務代行会社が、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

1991年7月8日 管理会社設立
2006年6月9日 信託証書締結
2006年8月1日 日本におけるファンド証券の募集開始
2006年8月24日 ファンドの運用開始
2009年1月29日 修正証書締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

ファンドは、信託法に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき規定された本規則により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「3 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

3【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法の用語上、「規制投資信託」の定義に該当し、同法に基づく投資信託免許の保有者です。ファンドはまた、本規則に服します。本規則パートVIIIは、目論見書に関する最低限の開示要件を定めています。ファンドの目論見書は、ミューチュアル・ファンド法および本規則に従い、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出されています。

規制投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。いかなる場合においても、ファンドは、監査済財務書類を毎年CIMAに提出しなければなりません。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくはは任意解散を行おうとしている場合、ファンドと同じく認可された投資信

託が、ミューチュアル・ファンド法に反し、当該認可の条件に従わずに業務を遂行もしくは遂行を企図している場合、規制投資信託の監督および経営が、適正な態様で行われていない場合、または規制投資信託の経営者の地位にある者が当該地位に就くべき適正な人物でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドにアドバイスを与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理者として認可されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、下記に記載のとおり、買戻日に買戻すことができます。「買戻日」とは、2006年11月30日を最初の買戻日とする、評価日をいいます。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。各買戻通知は、100口または管理会社がその裁量により決定するその他の口数の整数倍で行われます。

買戻通知は、原則として、当該買戻日に該当する月の前月の最初の暦日に開始し、15日目の暦日に終了する期間（両日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）において、事務代行会社が受領する必要があります。ただし、（i）買戻通知期間の初日が日本において営業日でない場合、買戻通知期間は日本におけるその直後の営業日に開始され、また（ii）買戻通知期間の最終日が日本において営業日でない場合、買戻通知期間は日本におけるその直後の営業日に終了するものとします。受益証券1口当たりの買戻価格（以下「買戻価格」といいます。）は、計算日（以下に定義されます。）に、関連する評価日におけるファンドの純資産価格を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して計算されます。

上記にかかわらず、管理会社および受託会社は、当該買戻しがその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒否することができます。かかる拒否（もしあれば）は、書面にて同意される追加手続をもって当該受益者に対して直ちに通知されます。

純資産価格の決定が、下記「第二部 第3 1 （1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されます。本書の日付現在、受益証券の買戻しは停止されています。

買戻しに関する送金は、本債券に関する買戻代金に相当する金銭が当該受益証券の買戻しの資金に充当するために受領されることを前提として、日本円で電信送金され、計算日または管理会社が決定するその他の日から5営業日以内に送金される予定です。管理会社はまた、純資産価格の計算停止期間中、買戻代金の支払を延期することができます。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、買戻日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の前月の1暦日目に開始し15暦日目（両日を含みます。）に終了する期間中に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、当該月の1暦日目が日本において営業日でない場合、当該期間は日本におけるその直後の営業日に開始され、また15暦日目が日本において営業日でない場合、当該期間は日本におけるその直後の営業日に終了します。午後3時（日本の販売会社の半日営業日を除きます。）までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは100口以上100口単位とします。受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日にお

るファンドの純資産総額を、当該買戻日における発行済受益証券口数で除して計算されます。事務代行会社は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の翌月のルクセンブルグの最終営業日に各買戻日時点における受益証券1口当たり純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて原則として円貨で支払われます。買戻日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

日本における買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の日本における翌月の最初の営業日となります。

「計算日」とは、該当する買戻日が属する月の翌月のルクセンブルグにおける最終営業日または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

本書の日付現在、受益証券の買戻しは停止されています。

強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を管理会社が受託会社と協議の上で決定した場合、または管理会社が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社に提供するよう指示することができ、上記が満たされない場合、受託会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。強制的に買戻された各受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定される受益証券1口当たり純資産価格に相当するものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各受益証券の純資産価格は、その総資産から総負債を差し引いた額であるファンドの純資産価格を、発行済受益証券総数で除して計算されます。事務代行会社は、各計算日に各評価日現在の受益証券1口当たり純資産価格を計算します。純資産価格の決定は、事務代行会社により、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って行われます。

「評価日」とは、毎月の最終暦日、または受託会社および管理会社が随時別途決定するその他の日をいいます。

「計算日」とは、該当する評価日が属する月の翌月のルクセンブルグにおける最終営業日、または受託会社が管理会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、ロンドンおよび東京における銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）または受託会社が管理会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

ファンドが投資する本債券は、別紙1のパートCに記載の決定代理人の資格において、本債券発行会社より取得する買呼値で評価されます。

ファンドの短期投資および現金は、以下のとおり評価されます。(a)満期までの残存期間が60日以内の短期投資については、(i)市場価格、(ii)満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却して、または(iii)市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価されます。(b)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。また(c)日本円以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値により日本円に換算されます。

管理会社による信託財産の資産価格または純資産価格の算定は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって証明されるものとし、明らかな誤りがない限り、かかる証明はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、第三者から管理会社または事務代行会社へ提供された評価を信頼することができます。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、いかなる状況においても法的義務を負わず、また一切責任を負わないものとします。

管理会社は、受託会社と協議した上で、ファンドが、ケイマン諸島当局の命令に応じ、実質的に清算され（受託会社の裁量により決定されます。）もしくは終了させられるいずれかの事由が発生した場合、または以下の全部もしくは一部の期間において、純資産価格の決定および／もしくは受益証券の買戻し、ならびに／または買戻手取金の支払を停止することができます。

- (i) その時点においてファンドの投資対象もしくは取引の大部分が行われているかもしくは基準としてい
る主要な市場もしくは証券取引所が、通常の休業日以外で閉鎖されている期間、または取引が大幅に制
限もしくは停止されている期間。
- (ii) 受託会社によるかまたはこれを代理してのファンドの投資対象の処分が実行不能となるような緊急事
態を構成する状況の存続中。
- (iii) ファンドの投資対象の価格または市場もしくは証券取引所における時価の決定に通常使用される通信
手段の故障中。
- (iv) ゴテックス・ノムラMNファンドの投資対象の換金または支払に係る金銭の送金が合理的に不可能な期
間。
- (v) 本債券発行会社が本債券の評価を停止する期間。

受益者名簿に名前のあるすべての受益者は、上記の停止から7日以内にその旨を書面で通知されると共に、停止が解除され次第、速やかに通知を受けるものとします。

(2)【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の計算で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定され

ていませんが）この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドの償還日は、管理会社と受託会社が延長に合意しない限り、または信託証書の条項に従い信託期間の満了前に償還されない限り、2016年８月31日です。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は毎年８月31日です。

（５）【その他】

（イ）ファンドの解散

信託証書に従った早期終了がなければ、2016年８月31日の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社および管理会社の双方の合意により延長が行われないう限り、ファンドは2016年８月31日に終了します。

ファンドの終了の際は、受託会社は、すべての投資対象および受託会社の元にファンドの一部として残存するその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却は、ファンドの終了後、受託会社が好ましいと判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。

（ロ）信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対し最低10日前の書面による事前の通知を行うことにより（かかる通知は、受益者の決議により放棄されることができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および限度で、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を行う権利を有します。受託会社および管理会社はその意見において、書面により、前述の改正、修正、変更または追加（以下「修正」といいます。）が、既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社または管理会社が受益者に対する責任を免れることにはならないと判断する旨証明する場合、修正には受益者の決議を必要としません。修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

（a）代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

（b）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

（c）保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前の書面による通知（または他方当事者が受諾できる、それより短い通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前の書面による通知（または他方当事者が受諾できる、それより短い通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

2【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① CIMAに対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延長することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (iv) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2008年改正）、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島（PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands)）です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

ファンドは、8月31日に終了する各会計年度末から6ヶ月以内に、本規則に従い作成されるファンドの監査済会計書類の写しを含む投資家に対する年次報告書を作成し、配布するか、または作成し、配布させるものとします。ファンドは、各年2月末日までに、各会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出しなければなりません。

受託会社はまた、各会計年度末後、6ヶ月が終了した日から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書を提出することが義務付けられています。さらに、受託会社は、毎年1回、受託会社が知り得る

限り、ファンドの投資指針、投資制限および定款は遵守されており、またファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていない旨確認した宣言をCIMAに提出します。

本規則により、事務代行会社は、ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従い投資されていないこと、または受託会社が、その定款もしくは目論見書の規定に従いファンドの業務を事実上、遂行していない旨確認した場合、その後可及的速やかにCIMAに報告する義務を課せられています。

事務代行会社は、ファンドの買戻しまたは申込みの停止およびかかる停止理由ならびにファンドを清算する意向およびかかる清算理由について、可及的速やかにCIMAに通知します。

② 受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年8月に到来する評価日に係る計算日に算出される純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、当該評価日における純資産価格が計算日に計算された後、受益者名簿に名前のある各受益者により事務代行会社の事務所にて閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年8月31日に終了します。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知

されます。

上記のファンドの運用報告書は、販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i)分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

(ii)買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。本書の日付現在、信託証書等に従い、受益証券の買戻しは停止されています。

(iii)残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(iv)損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意による懈怠、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

(v)議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、信託証書第38条に基づき、ファンドの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の実行を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 高木 紘子

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
です。

（４）【裁判管轄等】

前記（３）（ii）の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウス・クーパーズ・ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、プライスウォーターハウス・クーパーズ・ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

（１）【2009年８月31日終了年度】**①【貸借対照表】**

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（３倍レバレッジ型）

純資産計算書

2009年８月31日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資有価証券—公正価額 （取得価額：4,130,000,000円）	2、3	1,534,708,000
銀行預金		42,585,070
資産合計		1,577,293,070
負債の部		
未払費用	8	4,750,922
負債合計		4,750,922
純資産		<u>1,572,542,148</u>
発行済受益証券数		430,500
１口当たり純資産価格		3,653

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

運用および純資産変動計算書

2009年8月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		4,736,372,063
費用		
代行協会員報酬	6	4,034,534
事務代行会社報酬	7	2,735,815
海外登録費用		2,200,000
専門家報酬		1,797,970
弁護士報酬		1,705,751
保管会社報酬	7	580,529
受託会社および管理会社報酬	4、5	364,787
コルレス銀行手数料		177,438
費用合計		13,596,824
純投資損失		(13,596,824)
投資に係る実現純損失		(526,936,600)
外貨取引に係る実現純損失		(28,691)
当期実現純損失		(526,965,291)
投資に係る未実現純損益の変動		(2,068,841,200)
当期末実現純損失		(2,068,841,200)
運用の結果による純資産の減少		(2,609,403,315)
受益証券の買戻支払金		(554,426,600)
期末現在純資産		1,572,542,148

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

発行済受益証券数の変動表

2009年8月31日に終了した年度

（未監査）

期首現在発行済受益証券数	535,200
発行受益証券数	-
買戻受益証券数	(104,700)
期末現在発行済受益証券数	430,500

統計情報

（未監査）

（日本円で表示）

	2009年8月31日	2008年8月31日	2007年8月31日
期末現在純資産	1,572,542,148	4,736,372,063	7,844,364,614
期末現在1口当たり純資産価格	3,653	8,850	10,041

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

財務書類に対する注記

2009年8月31日現在

注1－ファンド

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間に締結された2006年6月9日付信託証書の条項に基づいて設定された。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（その後の改訂を含む。）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改訂を含む。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することである。受託会社は、パークレイズ・バンク PLC（「本債券発行会社」）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラムに基づき発行した、2016年7月29日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 1（「インデックス」）連動債券（「本債券」）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図る。本債券への投資に充当されないファンドの資産は、現金および現金同等物として保有されている。インデックスのスポンサーは、本債券発行会社である。

受益者は、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）がルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンドは、2016年8月31日に終了することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に基づき早期に終了することまたは信託期間を受託会社および管理会社の合意の上、延長することができる。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い行った、投資対象の再評価により修正された取得原価主義に基づき、作成されている。以下は、ファンドに適用されている重要な会計方針の要約である。

証券の評価

ファンドの投資対象は、本債券のみである。ファンドが投資する本債券は、決定代理人の資格において、本債券発行会社より取得する買付値で評価される。

現金およびその他の流動資産は、未収利息を加えた額面で評価される。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計記録を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建て資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建て収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資有価証券の取得価額は、購入日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

注3－本債券への投資

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資している。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス・ファンド・マネジメント・エスエーアールエルが運用するゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（「ゴテックス・ノムラMNファンド」）の運用実績に依拠する。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的は、主要な株式および債券市場の指数との低い相関関係の中で、中期的に堅実な収益をあげることであり、かかる収益には、低リスクを伴う。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図る。ゴテックス・ノムラMNファンドは、主にマーケット・ニュートラル戦略を追求する、少なくとも40のヘッジファンド投資の影響を受ける。

本債券は、（i）ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよび（ii）ローン・ユニットへの想定上の投資からなるインデックスに連動する。インデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、パークレイズ・バンク PLCが、ダイナミック・レバレッジ・メカニズム

（「配分メカニズム」）により、決定代理人としての資格において決定する。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とする。）を適用する。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動する。

本債券は、元本が保証されているものではない。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがある。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがある。

市場の流動性の欠如に鑑み、2009年8月31日時点でファンドの純資産の97.59%を占める本債券の時価は入手困難な状況にある。本債券の評価方法は、目論見書の条件に従い、決定代理人としてのパークレイズ・バンク PLCにより決定されるインデックスの価格にのみ依拠する。市場の流動性の欠如に鑑み、本債券の実際の売却価格または換金可能な価格は、受託会社が用いる価格と異なる場合がある。また、その違いは重大なものとなる場合がある。

注4－受託会社の報酬

受託会社は、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5－管理会社の報酬

管理会社は、その役務につき、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注6－代行協会員の報酬

代行協会員契約に定める条件を前提として、管理会社は、代行協会員が提供した役務に関して正当に負担した立替実費を、要求があり次第、ファンドの費用負担において支払うことができる。代行協会員は、当該経費見積り書に同経費明細を添えて管理会社に提出するものとする。さらに、代行協会員は、ファンドの純資産額の年率0.50%に等しい額を、ファンドの資産から四半期毎に日本円で後払いにて受け取る資格を有する。ただし、代行協会員は、2009年1月1日より、今後通知をするまで、代行協会員報酬を放棄する旨合意した。

注7－保管会社および事務代行会社の報酬

保管会社は、その役務につき、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.03%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

事務代行会社は、その役務につき、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.15%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8－未払費用

（日本円）

専門家報酬	2,381,063
海外登録費用	1,200,000
事務代行会社報酬	585,437
弁護士報酬	389,263
保管会社報酬	117,098
受託会社および管理会社報酬	78,061
	<u>4,750,922</u>

注9－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、または受益者に対するファンドの分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注10－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2009年8月31日に終了した年度中、受益者に対する分配は行われなかった。

注11－買戻しの停止

投資有価証券明細表に開示されている債券の発行会社であるパークレイズ・バンク PLCのパークレイズ・キャピタルは、正常な市況の欠如に鑑み、流通市場取引を一時停止する旨、ファンドの事務代行会社に対し2008年11月に通知した。パークレイズ・キャピタルは、流通市場取引に対するいかなる請求も受け付けず、執行しない予定である。かかる停止は、2009年に到来する取引日より、今後通知がなされるまで、効力を生じる。直接の結果として、ファンドの管理会社および受託会社は、信託証書に従い、2009年1月に到来する評価日より、今後通知がなされるまで、ファンドの受益証券の買戻しを停止する旨決定している。本日までにかかる停止は解除されていない。

注12－投資ポートフォリオの変更

2009年8月31日に終了した年度の、ファンドのポートフォリオの変動明細表は、請求に応じて、ファンドの登記上の事務所において無料で入手可能である。

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

投資有価証券明細表

2009年8月31日現在

（日本円で表示）

額面価額	銘柄	取得価額	公正価額	純資産に 占める割合 (%)
ケイマン諸島				
債券				
4,130,000,000	パークレイズ・バンク PLC 0%29/07/16*	4,130,000,000	1,534,708,000	97.59
	国合計	4,130,000,000	1,534,708,000	97.59
	投資有価証券合計	4,130,000,000	1,534,708,000	97.59

* 注記3を参照

添付の注記は当財務書類の一部である。

Statement of Net Assets
as at August 31, 2009
(expressed in Japanese Yen)

	Note	
ASSETS		
Investment in securities at fair value <i>(at cost: JPY 4,130,000,000)</i>	2,3	1,534,708,000
Cash at banks		42,585,070
Total Assets		1,577,293,070
LIABILITIES		
Accrued expenses	8	4,750,922
Total Liabilities		4,750,922
NET ASSETS		<u>1,572,542,148</u>
Number of units outstanding		430,500
NET ASSET VALUE PER UNIT		3,653

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended August 31, 2009
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net Assets at the beginning of the year		4,736,372,063
 EXPENSES		
Agent Company fees	6	4,034,534
Administrator fees	7	2,735,815
Overseas registration fees		2,200,000
Professional fees		1,797,970
Legal fees		1,705,751
Custodian fees	7	580,529
Trustee and Management Company fees	4,5	364,787
Correspondent bank fees		177,438
 Total Expenses		 13,596,824
 NET INVESTMENT LOSS		 (13,596,824)
 Net realised loss on investment		 (526,936,600)
Net realised loss on foreign currency transaction		(28,691)
 NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		 (526,965,291)
 Change in net unrealised result on investment		 (2,068,841,200)
 NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		 (2,068,841,200)
 DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		 <u>(2,609,403,315)</u>
 Payments for repurchase of units		 (554,426,600)
 NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		 <u>1,572,542,148</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Changes in Units Outstanding
for the year ended August 31, 2009
(unaudited)**

Number of units outstanding at the beginning of the year	535,200
Number of units issued	--
Number of units repurchased	(104,700)
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>430,500</u></u>

**Statistical Information
(unaudited)
(Expressed in Japanese Yen)**

	31-Aug-09	31-Aug-08	31-Aug-07
Net Assets at the end of the year	1,572,542,148	4,736,372,063	7,844,364,614
Net Asset Value per unit at the end of the year	3,653	8,850	10,041

Notes to the Financial Statements as of August 31, 2009

Note 1 - The Trust

Nomura Global Market Neutral Fund (the "Trust") was formed in accordance with the terms and provisions of a Trust Deed dated June 9, 2006 and entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (revised) (as amended) of the Cayman Islands and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (as amended) of the Cayman Islands.

The principal investment objective of the Trust is to achieve steady capital appreciation in all market conditions with minimal drawdowns, low volatility. The Trustee intends to achieve this objective by investing substantially all of the Trust's assets in the Notes relating to the GOTTEX/NOMURA Leveraged Index 1 (the "Index") due July 29, 2016 (the "Notes") issued by Barclays Bank PLC (the "Issuer") under its £40,000,000,000 Structured Note Programme. The assets of the Trust which are not so applied are held in cash and in cash equivalent. The sponsor of the Index is the Issuer.

Unitholders should be aware that, Nomura Global Market Neutral Fund is not a Luxembourg Fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on August 31, 2016. The Trust may be terminated earlier pursuant to the Trust Deed or extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of investments in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Trust.

VALUATION OF SECURITIES

The sole investment of the Trust is the Notes. The Notes in which the Trust invests is valued at the bid prices obtained from the Issuer in its capacity of Determination Agent.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognized on an accrual basis. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Japanese Yen (JPY) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates applicable at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Cost of investment securities expressed in currencies other than JPY is translated into JPY at the exchange rate applicable at the purchase date.

The Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Note 3 - Investment in the Notes

The Trust is investing substantially all of the aggregate subscription moneys received from the issue of units in the Notes and therefore its performance is dependent on that of the Notes, the performance of which is further dependent on the performance of the GOTTEX/NOMURA Market Neutral Fund (USD) Limited (the "Fund") managed by Gottex Fund Management Sarl.

The investment objective of the Fund is to generate consistent returns over the medium term with low correlation to major stock and fixed income market indices. Such returns are expected to be associated with a low degree of risk.

The Fund attempts to meet its investment objective through a multi-strategy, multi-manager fund of hedge funds investment approach. The Fund is exposed to at least 40 hedge fund investments pursuing primarily market neutral type strategies.

The Notes relate to the Index which is comprised of a notional investment in (i) Fund Units and (ii) Loan Units. The proportion of Fund Units and Loan Units comprising the Index at any time will vary and will be determined by Barclays Bank PLC in its capacity as determination agent according to a dynamic leverage mechanism (the "Allocation Mechanism"). After the initial ramp-up period, the Notes employ approximately three times leverage (corresponding to two units of notional borrowing per one unit of the Notes). The actual leverage will vary during the term of the Notes according to the Allocation Mechanism.

The Notes are not principal protected. Under adverse market conditions, the Trust risks losing part or all of its initial investment. Due to the use of leverage, if the value of the Fund goes down, the Trust may lose its initial investment significantly faster than if it had made a direct investment in the Fund.

In the absence of liquidity in the markets, no market value is readily available for the Notes representing 97.59% of the net assets of the Trust as at August 31, 2009. The valuation method for the Notes relates solely to an Index which value is determined by Barclays Bank PLC as the Determination Agent in accordance with the terms of the Offering Circular. Due to the lack of liquidity in the markets, the effective sale price or realisable value of the Notes may be different from the valuation applied by the Trustee and the difference may be significant.

Note 4 - Trustee fees

For its services, the Trustee is entitled to receive out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 5 - Management Company fees

For its services, the Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust for its services as Management Company a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 6 - Agent Company fees

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company is entitled to pay, upon request, and at the expense of the Trust, out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses. Additionally, the Agent Company is entitled to a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears, out of the assets of the Trust, at a rate of 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Trust as calculated pursuant to the provisions of the Offering Circular. However, the Agent Company agreed to waive this Agent Company fee from January 1, 2009 until further notice.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.03% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Trust a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.15% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 8 - Accrued expenses*JPY*

Professional fees	2,381,063
Overseas registration fees	1,200,000
Administrator fees	585,437
Legal fees	389,263
Custodian fees	117,098
Trustee and Management Company fees	78,061
	<u>4,750,922</u>

Note 9 - Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon redemption of Units. The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 10 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

During the year ended August 31, 2009, no distribution was made to Unitholders.

Note 11 - Suspension of repurchase

Barclays Capital of Barclays Bank PLC, the issuer of the notes as disclosed in the statement of investment, informed the Administrator of the Trust in November 2008 that the secondary market provisions was suspended due to the absence of normal market conditions. Barclays Capital will not be accepting or executing any request for a secondary market transaction received, this suspension being effective for dealing dates falling in 2009 until further notice. As a direct consequence, in accordance with the Trust Deed, the Management Company of the Trust and the Trustee have decided to suspend the repurchase of units of the Trust as from the Valuation Day falling in January 2009 until further notice. To date, the suspension has not been lifted.

Note 12 - Changes in investment portfolio

A detailed schedule of the Trust's portfolio changes for the year ended August 31, 2009 is available free of charge upon request at the registered office of the Trust.

Statement of Investment
as at August 31, 2009
(expressed in Japanese Yen)

Nominal Value	Description	Cost	Fair Value	in % of Net Assets
CAYMAN ISLANDS				
Structured Notes				
4,130,000,000	BARCLAYS BANK PLC 0% 29/07/16*	4,130,000,000	1,534,708,000	97.59
	Country Total	4,130,000,000	1,534,708,000	97.59
	TOTAL INVESTMENT	<u>4,130,000,000</u>	<u>1,534,708,000</u>	<u>97.59</u>

* See Note 3

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2008年8月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

純資産計算書

2008年8月31日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資有価証券—公正価額 （取得価額：5,254,000,000円）	2、3	4,727,549,200
銀行預金		112,913,367
資産合計		4,840,462,567
負債の部		
受益証券買戻しに係る未払金		91,320,000
未払費用	8	12,770,504
負債合計		104,090,504
純資産		4,736,372,063
発行済受益証券数		535,200
1口当たり純資産価格		8,850

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

運用および純資産変動計算書

2008年8月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		7,844,364,614
費用		
代行協会員報酬	6	30,534,907
事務代行会社報酬	7	9,365,863
海外登録費用		4,247,200
専門家報酬		2,184,402
保管会社報酬	7	1,832,715
受託会社および管理会社報酬	4、5	1,221,749
コルレス銀行手数料		661,725
弁護士報酬		372,928
費用合計		50,421,489
純投資損失		(50,421,489)
投資に係る実現純損失		(4,027,300)
外貨取引に係る実現純損失		(16,662)
当期実現純損失		(4,043,962)
投資に係る未実現純損益の変動		(625,343,600)
当期末実現純損失		(625,343,600)
運用の結果による純資産の減少		<u>(679,809,051)</u>
受益証券の買戻支払金		(2,428,183,500)
期末現在純資産		<u>4,736,372,063</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）

財務書類に対する注記

2008年8月31日に終了した年度

注1－ファンド

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間に締結された2006年6月9日付信託証書の条項に基づいて設定された。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2003年改訂済）（その後の改訂を含む。）およびケイマン諸島の2003年一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改訂を含む。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することである。受託会社は、パークレイズ・バンク PLC（「本債券発行会社」）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラムに基づき発行した、2016年7月29日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 1（「インデックス」）連動債券（「本債券」）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図る。本債券への投資に充当されないファンドの資産は、現金および現金同等物として保有されている。インデックスのスポンサーは、本債券発行会社である。

受益者は、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）がルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

ファンドは、2016年8月31日に終了することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に基づき早期に終了することまたは信託期間を受託会社および管理会社の合意の上、延長することができる。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い行った、投資対象の再評価により修正された取得原価主義に基づき、作成されている。以下は、ファンドに適用されている重要な会計方針の要約である。

証券の評価

ファンドの投資対象は、本債券のみである。ファンドが投資する本債券は、決定代理人の資格において、本債券発行会社より取得する買呼値で評価される。

現金およびその他の流動資産は、未収利息を加えた額面で評価される。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計記録を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建て資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建て収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資有価証券の取得価額は、購入日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

注3－本債券への投資

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資している。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス・ファンド・マネジメント・エス・エー・エルが運用するゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（「ゴテックス・ノムラMNファンド」）の運用実績に依拠する。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的は、主要な株式および債券市場の指数との低い相関関係の中で、中期的に堅実な収益をあげることであり、かかる収益には、低リスクを伴う。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図る。ゴテックス・ノムラMNファンドは、主にマーケット・ニュートラル戦略を追求する、少なくとも40のヘッジファンド投資の影響を受ける。

本債券は、（i）ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよび（ii）ローン・ユニットへの想定上の投資からなるインデックスに連動する。インデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、パークレイズ・バンク PLCが、ダイナミック・レバレッジ・メカニズム

（「配分メカニズム」）により、決定代理人としての資格において決定する。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とする。）を適用する。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動する。

本債券は、元本が保証されているものではない。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがある。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがある。

注4－受託会社の報酬

受託会社は、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5－管理会社の報酬

管理会社は、その役務につき、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注6－代行協会員の報酬

代行協会員契約に定める条件を前提として、管理会社は、代行協会員が提供した役務に関して正当に負担した立替実費を、要求があり次第、ファンドの費用負担において支払うことができる。代行協会員は、当該経費見積り書に同経費明細を添えて管理会社に提出するものとする。さらに、代行協会員は、ファンドの純資産額の年率0.50%に等しい額を、ファンドの資産から四半期毎に日本円で後払いにて受け取る資格を有する。

注7－保管会社および事務代行会社の報酬

保管会社は、その役務につき、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.03%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

事務代行会社は、その役務につき、ファンドの事業年度（計算期間）の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.15%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8－未払費用

（日本円）

代行協会員報酬	6,255,235
専門家報酬	2,256,843
事務代行会社報酬	1,877,048
海外登録費用	1,400,000
保管会社報酬	375,442
弁護士報酬	355,654
受託会社および管理会社報酬	250,282
	12,770,504

注9－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、または受益者に対するファンドの分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注10－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2008年8月31日に終了した年度中、受益者に対する分配は行われなかった。

注11－後発事象

投資有価証券明細表に開示されている債券の発行会社であるパークレイズ・バンク PLCのパークレイズ・キャピタルは、正常な市況の欠如に鑑み、流通市場取引を一時停止する旨、ファンドの事務代行会社に対し2008年11月に通知した。パークレイズ・キャピタルは、流通市場取引に対するいかなる請求も受け付けず、執行しない予定である。かかる停止は、2009年に到来する取引日より、今後通知がなされるまで、効力を生じる。直接の結果として、ファンドの管理会社および受託会社は、信託証書に従い、2009年1月に到来する評価日より、今後通知がなされるまで、ファンドの受益証券の買戻しを停止する旨決定している。

Statement of Net Assets
as at August 31, 2008
(expressed in Japanese Yen)

	Note	
ASSETS		
Investment in securities at fair value <i>(at cost: JPY 5,254,000,000)</i>	2,3	4,727,549,200
Cash at banks		112,913,367
Total Assets		4,840,462,567
LIABILITIES		
Payable for repurchases of units		91,320,000
Accrued expenses	8	12,770,504
Total Liabilities		104,090,504
NET ASSETS		<u><u>4,736,372,063</u></u>
 Number of units outstanding		 535,200
 NET ASSET VALUE PER UNIT		 8,850

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended August 31, 2008
(expressed in Japanese Yen)

	Note	
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		7,844,364,614
EXPENSES		
Agent company fees	6	30,534,907
Administrator fees	7	9,365,863
Overseas registration fees		4,247,200
Professional fees		2,184,402
Custodian fees	7	1,832,715
Trustee and Management Company fees	4,5	1,221,749
Correspondent banks fees		661,725
Legal fees		372,928
Total Expenses		50,421,489
NET INVESTMENT LOSS		(50,421,489)
Net realised loss on investment		(4,027,300)
Net realised loss on foreign currency transaction		(16,662)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(4,043,962)
Change in net unrealised result on investment		(625,343,600)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(625,343,600)
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>(679,809,051)</u>
Payments for repurchase of units		(2,428,183,500)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u>4,736,372,063</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements for the year ended August 31, 2008

Note 1 - The Trust

Nomura Global Market Neutral Fund (the "Trust") was formed in accordance with the terms and provisions of a Trust Deed dated June 9, 2006 and entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (2003 revised) (as amended) of the Cayman Islands and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations, 2003 (as amended) of the Cayman Islands.

The principal investment objective of the Trust is to achieve steady capital appreciation in all market conditions with minimal drawdowns, low volatility. The Trustee intends to achieve this objective by investing substantially all of the Trust's assets in the Notes relating to the GOTTEX/NOMURA Leveraged Index 1 (the "Index") due July 29, 2016 (the "Notes") issued by Barclays Bank PLC (the "Issuer") under its £40,000,000,000 Structured Note Programme. The assets of the Trust which are not so applied are held in cash and in cash equivalent. The sponsor of the Index is the Issuer.

Unitholders should be aware that, Nomura Global Market Neutral Fund is not a Luxembourg Fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on August 31, 2016. The Trust may be terminated earlier pursuant to the Trust Deed or extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of investments in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Trust.

VALUATION OF SECURITIES

The sole investment of the Trust is the Notes. The Notes in which the Trust invests are valued at the bid prices obtained from the Issuer in the capacity of Determination Agent.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognized on an accrual basis. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Japanese Yen (JPY) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates applicable at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Cost of investment securities expressed in currencies other than JPY is translated into JPY at the exchange rate applicable at the purchase date.

The Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Note 3 - Investment in the Notes

The Trust is investing substantially all of the aggregate subscription moneys received from the issue of units in the Notes and therefore its performance is dependent on that of the Notes, the performance of which is further dependent on the performance of the GOTTEX/NOMURA Market Neutral Fund (USD) Limited (the "Fund") managed by Gottex Fund Management Sarl.

The investment objective of the Fund is to generate consistent returns over the medium term with low correlation to major stock and fixed income market indices. Such returns are expected to be associated with a low degree of risk.

The Fund attempts to meet its investment objective through a multi-strategy, multi-manager fund of hedge funds investment approach. The Fund is exposed to at least 40 hedge fund investments pursuing primarily market neutral type strategies.

The Notes relate to the Index which is comprised of a notional investment in (i) Fund Units and (ii) Loan Units. The proportion of Fund Units and Loan Units comprising the Index at any time will vary and will be determined by Barclays Bank PLC in its capacity as determination agent according to a dynamic leverage mechanism (the "Allocation Mechanism"). After the initial ramp-up period, the Notes employ approximately three times leverage (corresponding to two units of notional borrowing per one unit of the Notes). The actual leverage will vary during the term of the Notes according to the Allocation Mechanism.

The Notes are not principal protected. Under adverse market conditions, the Trust risks losing part or all of its initial investment. Due to the use of leverage, if the value of the Fund goes down, the Trust may lose its initial investment significantly faster than if it had made a direct investment in the Fund.

Note 4 - Trustee fees

For its services, the Trustee is entitled to receive out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close

of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 5 - Management Company fees

For its services, the Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust for its services as Management Company a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 6 - Agent Company fees

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company is entitled to pay, upon request, and at the expense of the Trust, out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses. Additionally, the Agent Company is entitled to a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears, out of the assets of the Trust, at a rate of 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Trust as calculated pursuant to the provisions of the Offering Circular.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.03% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter (including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust).

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Trust a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.15% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on the last Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 8 - Accrued expenses

JPY

Agent company fees	6,255,235
Professional fees	2,256,843
Administrator fees	1,877,048
Overseas registration fees	1,400,000
Custodian fees	375,442
Legal fees	355,654

Trustee and Management Company fees	250,282
	12,770,504

Note 9 - Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon redemption of Units. The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 10 - Distribution

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

During the year ended August 31, 2008, no distribution was made to Unitholders.

Note 11 - Subsequent event

Barclays Capital of Barclays Bank PLC, the issuer of the notes as disclosed in the statement of investment, informed the Administrator of the Trust in November 2008 that the secondary market provisions was suspended due to the absence of normal market conditions. Barclays Capital will not be accepting or executing any request for a secondary market transaction received, this suspension being effective for dealing dates falling in 2009 until further notice. As a direct consequence, in accordance with the Trust Deed, the Management Company of the Trust and the Trustee have decided to suspend the repurchase of units of the Trust as from the Valuation Day falling in January 2009 until further notice.

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2009年12月末日現在)

	円（IVを除きます。）
I 資産総額	1,597,684,028
II 負債総額	6,024,516
III 純資産総額（I－II）	1,591,659,512
IV 発行済口数	430,500口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	3,697

第５【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
第1会計年度	836,000 (836,000)	54,800 (54,800)	781,200 (781,200)
第2会計年度	0 (0)	246,000 (246,000)	535,200 (535,200)
第3会計年度	0 (0)	104,700 (104,700)	430,500 (430,500)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,599万円）で、2009年12月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約307万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2)会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出します。取締役会はまた、取締役であることを要しないが、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名を選出するものとします。さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、投票の証明が可能な書面、ファックスまたはその他の電子的手段により投票することができます。取締役は、本人確認が可能かつ審議が当該取締役へ継続的に再送信され会議への効率的な参加が可能な電話会議、テレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

(3)役員および従業員の状況

（2009年12月末日現在）

氏名	役職名	略歴
松本 晃一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、取締役社長
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	ルクセンブルグのエルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、パートナー
安間 豊	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、取締役兼ジェネラル・マネージャー
アーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young S.A.)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの取締役兼ジェネラル・マネージャーである須藤光一氏が、ジェネラル・マネージャーとして任命されています。ファンド所属の管理会社のその他の従業員はいません。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容および営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2009年12月末日現在、105本の投資信託の管理・運用を行っています。

(2009年12月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・クラスの本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,924,065,392.25米ドル
		2	457,630,992.30ユーロ
		1	2,634,671,274.12豪ドル
		1	113,069,114.68カナダドル
		1	993,090,172ニュージーランドドル
		1	110,939,715.24英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	2,859,347,509.14米ドル
		8	270,444,866.44ユーロ
		3	27,880,088.29英ポンド
		5	804,216,115.59ニュージーランドドル
		12	47,425,722,775円
		4	50,048,908.60カナダドル
ケイマン諸島	その他のファンド	8	1,921,074,621.13豪ドル
		22	150,600,411,717円
		3	707,388,080.79豪ドル
		12	373,186,725.25米ドル
		1	40,216,109.77ユーロ
		1	312,233,880.18ニュージーランドドル
		1	152,680,117.74南アフリカ・ランド

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。これらの義務の一部は、販売会社および事務代行会社に委託されています。

信託証書に基づき、管理会社は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為または不作為についてのみ責任を有し、それ以外の作為または不作為については責任を有しません。受益者は、かかる請求、訴訟行為、要求または権利主張が管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失に起因する場合を除き、管理会社に起因する請求、訴訟行為、要求または権利主張については、ファンドの資産に対してのみ償還を請求するものとします。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対し、ファンドの資産に対して補償および償還を請求するものとします。かかる補償請求は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

本規則に明示的に規定される場合を除き、管理会社は自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委任する権限を有します。管理会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、または管理会社の未必の故意によるその義務の無視による行為でない限り、適用ある法に規定される事項については、受任者もしくは再受任者側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2010年2月15日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2009年3月31日		2008年3月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	831,196	101,946	892,242	109,433
流動資産				
1年以内期限到来債権	184,678	22,651	182,028	22,326
現金預金	13,298,014	1,631,001	12,344,496	1,514,052
未収納税引当金（注6）	247,094	30,306	—	—
為替先渡契約未実現純利益	—	—	3,974	487
未収収益	248	30	3,848	472
	<u>14,561,230</u>	<u>1,785,935</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,646,771</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	45,994	375,000	45,994
法定準備金（注5）	37,500	4,599	37,500	4,599
その他準備金（注5）	1,363,000	167,172	1,147,000	140,680
繰越利益（注5）	11,549,603	1,416,559	9,822,150	1,204,687
当期利益	1,215,754	149,112	1,943,453	238,365
	<u>14,540,857</u>	<u>1,783,436</u>	<u>13,325,103</u>	<u>1,634,324</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	86,485	10,607
未払金				
未払費用（注7）	18,975	2,327	15,000	1,840
為替先渡契約未実現純損失（注11）	1,398	171	—	—
	<u>14,561,230</u>	<u>1,785,935</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,646,771</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	2009年3月31日終了年度		2008年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他営業費用	65,111	7,986	35,929	4,407
金融資産の評価調整（注3）	79,321	9,729	138,237	16,955
純為替差損（注8）	107,892	13,233	—	—
金融資産売却実現損失	5,597	686	—	—
所得税（注6）	334,897	41,075	384,605	47,172
当期利益	1,215,754	149,112	1,943,453	238,365
費用合計	1,808,572	221,821	2,502,224	306,898
収益				
純売上高	1,386,234	170,022	1,611,735	197,679
その他利息および類似収益	362,654	44,480	436,569	53,545
純為替差益（注8）	—	—	93,817	11,507
金融資産売却実現利益	—	—	213,644	26,203
金融資産からの収益（注9）	59,684	7,320	146,459	17,963
収益合計	1,808,572	221,821	2,502,224	306,898

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2009年3月31日に終了した年度

注1 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリス EC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日ににおいて特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店

頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	2009年3月31日現在 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,249,128
期中取得額	72,460
期中処分額	(54,185)
期末現在	1,267,403
評価調整	
期首現在	(352,912)
期中評価調整	(79,321)
為替の影響	(3,974)
期末現在	(436,207)
期末純評価額	831,196
期末市場価格	840,269

注4－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前期の利益	—	—	1,943,453
準備金取崩し	—	—	—
利益処分	—	216,000	(216,000)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2009年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロであり、これは、2000年から2008年までの間に資産税積立金として計上された額の6倍に相当する。

2008年には、2000年および2001年の資産税準備金のうち合計89,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、305,000ユーロが2008年の資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金として割り当てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注7－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

注8－純為替差益（損）

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益（損失）	(102,520)	90,838
派生商品および為替契約に係る未実現利益（損失）の増減	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

注9－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

注10－スタッフ

当社には、2009年および2008年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11－為替先渡契約

貸借対照表日現在、未決済為替先渡契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現損失 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される為替先渡契約					
ユーロ	584,293	米ドル	775,450	30-06-09	(1,105)
ユーロ	118,260	日本円	15,373,820	30-06-09	(293)
					(1,398)

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年3月31日に終了した事業年度に362,655ユーロの利息が生じた（2008年：436,569ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2009
(expressed in Euro)

	<i>March 31,</i> <i>2009</i>	<i>March 31,</i> <i>2008</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	831,196	892,242
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	184,678	182,028
Cash at banks	13,298,014	12,344,496
Receivable provision for taxation (note 6)	247,094	--
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	--	3,974
ACCRUED INCOME	248	3,848
	<u>14,561,230</u>	<u>13,426,588</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500

Other Reserves (note 5)	1,363,000	1,147,000
Profit brought forward (note 5)	11,549,603	9,822,150
Profit for the financial year	<u>1,215,754</u>	<u>1,943,453</u>
	<u>14,540,857</u>	<u>13,325,103</u>
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	--	86,485
ACCRUALS		
Accrued expenses (note 7)	18,975	15,000
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 11)	<u>1,398</u>	<u>--</u>
	<u>14,561,230</u>	<u>13,426,588</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2009
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2009</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2008</i>
CHARGES		
Other operating charges	65,111	35,929
Value adjustment in respect of financial assets (note 3)	79,321	138,237
Net exchange loss (note 8)	107,892	--
Realised loss on sales of financial assets	5,597	--
Income taxes (note 6)	334,897	384,605
Profit for the financial year	1,215,754	1,943,453
Total charges	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>
INCOME		
Net turnover	1,386,234	1,611,735
Other interest and similar income	362,654	436,569
Net exchange gain (note 8)	--	93,817
Realised gain on sales of financial assets	--	213,644
Income from financial assets (note 9)	59,684	146,459
Total income	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2009

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as Net turnover.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 - Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate

prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustment are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividend is recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

Financial assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in financial assets are summarised as follows:

	March 31, 2009
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	1,249,128
acquisitions during the year	72,460
disposals during the year	(54,185)
at the end of the year	1,267,403
Value adjustments	
at the beginning of the year	(352,912)
value adjustments for the year	(79,321)
foreign exchange impact	(3,974)
at the end of the year	(436,207)
Net value at the end of the year	831,196
Market value at the end of the year	840,269

Note 4 - Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of 25,000 Euro each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2008	37,500	1,147,000	9,822,150
Previous year 's profit	--	--	1,943,453
Release of Reserve	--	--	--
Appropriation of profit	--	216,000	(216,000)
Balance as at March 31, 2009	37,500	1,363,000	11,549,603

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be

transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2009, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,363,000 representing six times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2008.

In 2008, the 2000 and 2001 net worth tax reserve was released by an aggregate amount of EUR 89,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2008 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. Provision for taxation correspond to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as “Receivable provision for taxation”.

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized loss on forward foreign exchange contracts.

Note 8 – Net Exchange Gain (Losses)

	<i>Year Ended March 31, 2009</i>	<i>Year Ended March 31, 2008</i>
Realised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(102,520)	90,838
Change in unrealised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

Note 9 – Income from Financial Assets

Income from financial assets comprise of:

	<i>Year Ended March 31, 2009</i>	<i>Year Ended March 31, 2008</i>
Dividend received	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2009 and 2008.

Note 11 – Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Loss in EUR
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS HELD FOR HEDGING					
EUR	584,293	USD	775,450	30-Jun-09	(1,105)
EUR	118,260	JPY	15,373,820	30-Jun-09	(293)
					<u>(1,398)</u>

Note 12 – Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded an interest of EUR 362,655 for the year ended March 31, 2009 (2008: 436,569). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2010年2月15日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2009年9月30日		2008年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	961,529	117,932	893,294	109,563
流動資産				
1年以内期限到来未収債権	210,472	25,814	235,040	28,828
現金預金	13,959,317	1,712,110	12,783,739	1,567,926
納税引当金（注6）	17,014	2,087	64,334	7,891
未収収益	12	1	1,159	142
	<u>15,148,344</u>	<u>1,857,944</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,714,348</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	45,994	375,000	45,994
法定準備金（注5）	37,500	4,599	37,500	4,599
その他準備金（注5）	1,363,000	167,172	1,363,000	167,172
繰越利益（注5）	12,765,357	1,565,671	11,549,603	1,416,559
当期利益	598,287	73,380	637,463	78,185
	<u>15,139,144</u>	<u>1,856,816</u>	<u>13,962,566</u>	<u>1,712,509</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	—	—
未払金（注7）	9,200	1,128	15,000	1,840
	<u>15,148,344</u>	<u>1,857,944</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,714,348</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2009年9月30日に 終了した期間		2008年9月30日に 終了した期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他営業費用	29,503	3,619	14,410	1,767
金融資産の評価調整／（戻入）（注3）	(92,497)	(11,345)	13,711	1,682
金融資産売却実現損失	2,960	363	457	56
純為替差（益）損（注8）	(45,514)	(5,582)	36,343	4,457
所得税（注6）	234,144	28,718	296,858	36,410
当期利益	598,287	73,380	637,463	78,185
費用合計	726,883	89,152	999,242	122,557
収益				
純売上高（注1）	694,055	85,126	728,883	89,397
その他利息および類似収益	16,225	1,990	244,014	29,928
金融資産からの収益（注9）	16,603	2,036	26,345	3,231
収益合計	726,883	89,152	999,242	122,557

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2009年9月30日現在

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。当社の目的は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリス EC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン ド1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2－重要な会計方針

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令および取締役会により適用された以下の重要な会計方針に準拠して作成されている。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日に適用される為替レートによりユーロに換算される。

貸借対照表日現在における資産および負債は、以下のように換算される。

- － ユーロ以外の通貨建の資産はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、低価な方を用いて個別に評価される。
- － ユーロ以外の通貨建の負債はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、高価な方を用いて個別に評価される。

従って、未実現為替差損に加えて実現為替差損益のみが、損益計算書に反映されている。

金融資産

金融資産は取得価額で計上されている。期末現在で金融資産および投資有価証券は、取得価額または現在の時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で計算される。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未収収益

当該資産科目には、次期会計期間中に受領されるが今期会計期間に関連する収益が含まれている。

未払金

当該負債科目には、次期会計期間中に支払われるが今期会計期間に関連する費用が含まれている。

為替先渡契約

当社は、当社の外貨ポジションをヘッジする目的で為替先渡契約を締結する。当社が取引を開始し、市場相場で締結される。貸借対照表上または簿外のポジションをヘッジするために締結される取引から生じる損益は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	(ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,267,403
期中取得額	50,038
期中処分額	(12,139)
期末現在	1,305,302
評価調整	
期首現在	(436,207)
期中評価調整	92,497
為替の影響	(63)
期末現在	(343,773)
期末純評価額	961,529
2009年９月30日現在市場価格	961,592

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。

注５－準備金および繰越利益

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年３月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前期の利益	—	—	1,943,453
利益処分	—	216,000	(216,000)
2009年３月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603
期末後再配分			
前期の利益	—	—	1,215,754
2009年９月30日現在残高	37,500	1,363,000	12,765,357

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2009年９月30日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロであり、これは、2000年から2008年までの間に資

産税積立金として計上された額の6倍に相当する。

2008年には、2000年および2001年の資産税準備金のうち合計89,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、305,000ユーロが2008年の資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金として割り当てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。

注7－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

注8－純為替差益（損）

	2009年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2008年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益（損失）	44,180	(18,071)
派生商品および為替契約に係る未実現利益（損失）	1,334	(18,272)
	<u>45,514</u>	<u>(36,343)</u>

注9－金融資産からの収益

	2009年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2008年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
受取配当金	16,603	26,345
	<u>16,603</u>	<u>26,345</u>

注10－スタッフ

当社には、2009年9月30日までの期間中に従業員はいなかった。

注11－未決済為替先渡契約

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現利益／（損失） (ユーロ)
ヘッジ用に保有される為替先渡契約					
ユーロ	614,035	米ドル	898,211	2009年12月30日	(341)
ユーロ	110,429	日本円	14,440,146	2009年12月30日	278
					<u>(63)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年9月30日に終了した期間中16,225ユーロの利息が生じた（2008年：244,014ユーロ）。適用利率は、市場で適用される短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるスプレッドと同一のスプレッドを差し引いて得られた利率である。

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1)定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3)出資の状況

該当事項はありません。

(4)訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、本債券の流通市場取引は、正常な市況の欠如に鑑み一時停止されており、ファンドも、2009年1月に到来した評価日より、受益証券の買戻しを停止しています。

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

① 名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

② 資本金の額

2009年12月末日現在、500,000ユーロ（約6,133万円）（払込済株式資本）

③ 事業の内容

受託会社は、1998年、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2)保管会社および事務代行会社

① 名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

② 資本金の額

2009年12月末日現在、28,000,000ユーロ（約34億3,420万円）

③ 事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年に有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3)販売会社および代行協会員

① 名称

野村證券株式会社

② 資本金の額

2010年1月末日現在、100億円

③ 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2010年1月末日現在、日本国内に172の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者です。受託会社がファンドに関連して有価証券投資業務を行う限りにおいて、受託会社は、ファンドの資産に関して受託者として本債券に投資を行うことまたはその他の投資決定を行うことが受託者としての職務の遂行に必要な場合または付随する場合を除き、有価証券投資業務を行いません。受託会社は、したがって、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2004年改訂済）第5(2)条に基づく適用除外者として登録されています。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。

信託証書に基づき、受託会社は、受託会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは受託会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為または不作為についてのみ責任を有し、それ以外の作為または

不作為については、責任を有しません。受益者は、受託会社の故意による懈怠、詐欺または過失に起因する請求、訴訟、要求、権利主張を除き、受託会社に関するまたは受託会社に対する請求、訴訟、要求、権利主張については、ファンドの資産に対してのみ償還を請求するものとします。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連して負担した、あらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求について、ファンドの資産から補償を受ける権利を有しファンドの資産に対して請求権を有します。かかる補償請求は、受託会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは受託会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関する場合には適用されません。受託会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

本規則に従うことを条件として、受託会社は、受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有しています。受託会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。適用ある法に規定される事項を条件として、受任者もしくは再受任者の側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき、受託会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは受託会社の未必の故意によるその義務の無視による行為でない限り、一切責任を負いません。受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、受益者および管理会社に対する60日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行い、または、（任意か強制かを問わず）清算手続に入った後、当該通知の受領日または清算開始から30日以内に後任の受託者を決定し任命することができない場合、受託会社および管理会社は、後任の受託者を任命するため、直ちに全受益者の会議を招集します。受益者は、随時受益者の決議をもって、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することができます。

(2)保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつファンドの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。

保管契約に基づき、受託会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した代理人側の故意による懈怠、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から保管会社を補償します。

保管会社は、保管契約に基づき、その任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した代理人側がなした故意による懈怠、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、保管会社の職務の履行によって受託会社が受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社に対し責任を負いません。

事務代行会社はファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意による懈怠、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。管理会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もし

くは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から事務代行会社を補償することに同意します。

(3)販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、販売会社が、管理会社に対して受益証券の日本における公募の目的上、日本の投資者が行う買付注文を満たす義務がある旨の助言をする受益証券を、販売会社に対し販売および交付またはかかる販売および交付を確保することに同意します。販売会社は、販売会社が随時決定する方法で、日本においてかかる受益証券を販売することができます。ただし、かかる販売は、受益証券販売・買戻契約、適用あるケイマン諸島および日本の法、JSDAの規則および信託証書の規定、ならびにファンドの受益証券の募集に係る日本語の目論見書および有価証券届出書に記載の情報と一致するものとします。

代行協会員契約に基づき、販売会社は、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「JSDAの規則」といいます。）第21条に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される日本語の目論見書をJSDAに提出すること。
- (b) 受益証券1口当たり純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類をJSDAに提出すること。
- (d) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 販売会社が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随または必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2009年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2009年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2007年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2009年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約9,838であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「投信法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ

健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て（MF 1）、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) 投信法もしくは投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延長することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（会社かユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われ

る、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) 投信法もしくは投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社—存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有しなければならない。
- (ii) 取締役と役員の名簿は、登録上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登録上の事務所に維持されなければならない。
- (iv) 株主名簿は、登録上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 無額面株式の発行は認められる。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2009年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2002年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6ヶ月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、またはその投資者もしくは債権者を毀損しない方法で任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項（b）（管理投資信託）もしくは第4条第3項（第4条第3項投資信託）に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他

の者をもってこれに替えることができる。

- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止またはファンドが終了もしくは解散に付されているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)（管理投資信託）もしくは第4条第3項（第4条第3項投資信託）に基づく投資信託の登録を取消することができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が終了もしくは解散の状態におかれているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消することができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとも

- くろんでいる場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に開し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。

CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2009年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下のものが終了申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立の期日に出頭することができる。

- 9.2 終了申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
 - (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
 - (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還す

べきものとする。

- 9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改正）または2008年犯罪収益法および薬物濫用法（2009年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明

が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したもののみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改正）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証

書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、（英国を除く）どの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 2007年6月19日に施行された一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

(ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

(iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。

- (iv) 本規則、会社法（2009年改正）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約

- に従って確実に充当されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーが引受けてはならない業務を定めている。すなわち、インベストメント・アドバイザーは、一般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) インベストメント・アドバイザー自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、インベストメント・アドバイザーが運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、投信法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開

示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2009年2月25日	有価証券報告書（第2期）
2009年5月21日	半期報告書（第3期中）

別紙1

本債券に関する追加規定

パートA

1. インデックス

A. インデックスの構成

ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 1（以下「インデックス」といいます。）は、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットにおける想定上の投資により構成されます。

インデックスの価値は、決定代理人により各計算日に決定されます。決定代理人によってなされたすべての決定は、明白な誤りがない限り拘束力を持ちます。

インデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットとローン・ユニットの割合は、下記のとおりダイナミック・レバレッジ・メカニズム（以下「配分メカニズム」といいます。）に従い、常に変化し、決定代理人により決定されます。

発行日後の最初の取引日（以下「行使日」といいます。）におけるインデックスの配分は、以下のようになります。

- (i) ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット2.000000(NFU_0)、および
- (ii) ローン・ユニット1.000000(NLU_0)

B. インデックスの価値

行使日におけるインデックスの価値($Index_0$)は1.000000に等しいものとなります。

その後のいかなる計算日におけるインデックスの価値および構成は以下の要素に応じ変化します。

- (i) ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格（以下に定義されます。）の変化
- (ii) 費用および手数料（債券管理費用(以下「NMP」といいます。）(以下に詳述されます。)を含みます。)の想定上の控除
- (iii) ローン・ユニットの借入費用
- (iv) 配分メカニズム（下記2.に記載されています。）の適用により生じた変化

その後のいかなる計算日におけるインデックスの価値($Index_t$)は、小数点第6位未満を四捨五入した数とし、下記の計算式により計算されます。

$$Index_t = NFU_t \times F_t - NLU_t$$

ただし、

NFU_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット数、

F_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格、

NLU_t は、かかる計算日におけるローン・ユニットの数とします。

「ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット」とは、行使日において1.000000円の価格のゴテックス・ノムラMNファンドの想定ユニットをいいます。

「ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格」については、行使日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格(F_0)は、1.000000円となるものとします。

その後のいかなる計算日(以下「 F_t 」)において、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格は下記の計算式で計算される、小数点第6位未満を四捨五入した額とします。

$$F_t = F_{t-1} \times \frac{NAV_t}{NAV_{t-1}} \times \frac{1 + R_{t-1,t}^{JPY} \times \frac{ACT_{t-1,t}}{360}}{1 + R_{t-1,t}^{USD} \times \frac{ACT_{t-1,t}}{360}} \times \left(1 - FXH \times \frac{ACT_{t-1,t}}{360} \right)$$

ただし、

NAV_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格とします。

NAV_{t-1} は、かかる計算日の直前の計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格とします。

F_{t-1} は、かかる計算日の直前の計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格とします。

$R_{t-1,t}^{JPY}$ は、かかる計算日の直前の計算日のグリニッジ標準時午前11時00分にロイターのLIBOR 01ページに表示される、円建の1ヶ月預金レートとし、かかる計算日にかかるレートが表示されない場合には、決定代理人は単独の裁量により決定した代替利率を適用するものとします。

$R_{t-1,t}^{USD}$ は、かかる計算日の直前の計算日のグリニッジ標準時午前11時00分にロイターのLIBOR 01ページに表示され

る、米ドル建の1ヶ月預金レートとし、かかる計算日にかかるレートが表示されない場合には、決定代理人は単独の裁量により決定した代替利率を適用するものとします。

$ACT_{t-1, n}$ は、決定代理人が決定した、計算日の直前の計算日(その日を除きます。)からかかる計算日まで(その日を含みます。)の実際の暦日数です。

FXR は、0.30%の年間外国為替ヘッジ費用です。

「ローン・ユニット」とは、1,000,000円の想定ユニットをいいます。

C. 費用および手数料の控除

NMP は、 NFU_t および NLU_t をそれぞれ以下の数値に乗じて計算され、計算日に控除されます。

$$1 - NMP / \text{Index}_{t-1} \times n / 365$$

ただし、

NMP は債券管理費用とし、本書中の本債券の要項に記載されている価値に等しいものとなります。

Index_{t-1} は、計算日の直前の計算日のインデックス値です。

n は、計算日の直前の計算日(その日を除きます。)からかかる計算日まで(その日を含みます。)の暦日数です。

D. 借入費用控除

いかなる計算日についても、残存するローン・ユニット数は、直前の計算日(その日を含みます。)から当該計算日まで(その日を除きます。)において発生し本書中の本債券の要項に記載されている借入費用に等しいレートで計算される利息額の分、各計算日において増加します。いかなる時も残存ローン・ユニット数は、インデックス値から差し引かれるものとなります。

2. 配分メカニズム

配分メカニズムの下では、いかなる計算日においてもインデックス内のレバレッジは計算され、下記のとりのレバレッジ比率と比較されます。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの配分は、必要に応じて配分メカニズムに従いバランスを保つように再配分されます。配分メカニズムから生じるインデックス内の配分の調整は、下記のとおりゴテックス・ノムラMNファンドのユニットにつき、想定買付注文および想定買戻注文を行うことにより行われます。

下記に詳述のとおり、レバレッジ比率は、配分メカニズムに従い、インデックス内のゴテックス・ノムラMNファンドのユニットへの配分を決定するためにいかなる時も用いられます。さらに、インデックス内のローン・ユニットの額（すなわち、レバレッジ）は、行使日から行使日後の第2計算日までの期間で徐々に増加し、目標レバレッジ比率（下記に記載されます。）は3.00まで増加します。最大レバレッジ比率、最小レバレッジ比率および目標レバレッジ比率は、下記のとおり定義されます。

計算日における最大レバレッジ比率 = (a) 行使日：2.25

(b) 行使日後の第1計算日：2.75

(c) 行使日後の第2計算日（同日を含みます。）から評価日（同日を含みません。）まで：3.25

計算日における最小レバレッジ比率 = 最大レバレッジ比率 - 0.50

計算日における目標レバレッジ比率 = 最大レバレッジ比率 - 0.25

A. 当初配分

ゴテックス・ノムラMNファンドへの当初配分は、インデックス値の200%であり、行使日におけるインデックス内のゴテックス・ノムラMNファンドのユニット2,000,000に相当します。

ローンへの当初配分は、100.00%であり、行使日におけるインデックス内のローン・ユニット1,000,000に相当します。

B. 継続的配分

計算日に関し、行使日（同日を含みます。）から評価日（同日を含みません。）までの期間におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの配分は、下記のとおり決定されます。

1. かかる計算日において、実質レバレッジ比率（以下「Ratio」といいます。）は下記の計算式により計算されます。

$$\text{Ratio}_t = NFU_t \times F_t / \text{Index}_t$$

ただし、

NFU_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット数とします。

F_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格とします。

Index_t は、現計算日におけるインデックス値とします。

2. Ratioが計算される計算日において、

・ $\text{Ratio}_t > \text{最大レバレッジ比率}$

または

・ $\text{Ratio}_t < \text{最小レバレッジ比率}$

である場合には、想定買付注文または想定買戻注文（それぞれ以下に定義されます。）が、取引可能な次回取引日において、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットへの配分のインデックス値に対する割合を下記記載の数値に可能な限り近づけるよう調整するために行われます。

$100\% \times \text{目標レバレッジ比率}$

ただし、かかる想定買付注文および想定買戻注文は、かかる計算日における未処理買付注文または未処理買戻注文（それぞれ以下に定義されます。）を差引いたものとなるよう調整されます。

決定代理人により完了したと判断されたゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの買付けの結果生じる想定買付金は、ローン・ユニット数を増加させた想定借入額により賄われます。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットへの想定上の投資に利用できるローン・ユニットの最高総数は、最高ローン・ユニット（6.00と等しいです。）と等しくなります。

決定代理人により完了したと判断された想定買戻注文によるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの売却の結果生じる想定手取り金は、未処理想定借入額の返済（ローン・ユニット数の減少により行われます。）に用いられます。

想定買付注文および想定買戻注文は、取引可能な次回取引日に「先渡」ベースで実行されるため、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの実質配分は、行使日を除く計算日の目標配分と完全に同一とはならないことが予想されることに留意しなければなりません。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの想定買付および買戻から生じる想定決済額上のキャッシュ・フローのミスマッチについても、また、下記のインデックスの調整の可能性に記載される状況下においても、インデックスの構成要素の調整が行われます。

3. 上記2.に記載の計算式に規定される条件が満たされない場合には、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの配分の調整は行われません（下記のインデックスの調整の可能性に記載される状況下における適用ある費用および手数料を除きます。）。
4. 上記にかかわらず、残存するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットすべてが満期償還取引日に想定買戻されることを目標に、想定買戻注文が、かかるすべてのゴテックス・ノムラMNファンドのユニットについて評価日前に行われます。

「想定買戻注文」とは、計算日につき、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の実質保有者がかかるゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の買戻しを行うことができる翌取引日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの買戻しの想定注文です。疑義を避けるため付言すれば、想定買戻注文は想定買戻されるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット数で定義されます。

「想定買付注文」とは、計算日につき、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の実質投資家がかかるゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の申込を行うことができる翌取引日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの買付けのための想定注文です。疑義を避けるため付言すれば、想定買付注文は申込が行われるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの想定額で定義されます。

「未処理買戻注文」とは、計算日に関し、想定買戻注文に基づき買戻されるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの総数のうち、決定代理人の見解（ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の実質保有者が利用することができる流動資産に基づきます。）において、かかる計算日以前に完全に執行されていないものをいいます。

「未処理買付注文」とは、計算日に関し、想定買付注文に基づきゴテックス・ノムラMNファンドのユニットに投資される総数のうち、決定代理人の見解において、かかる計算日以前に完全に執行されていないものをいいます。

3. インデックスの調整の可能性

本書の規定にかかわらず、下記の条件に該当する場合には、決定代理人は、その単独の裁量により、計算日にかかるインデックス値ならびにインデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの数を調整することができます。

- (a) 行使日（同日を含みます。）から評価日（同日を含みます。）までの間いつでも、募集書類に規定されるゴテックス・ノムラMNファンドのパフォーマンスまたは成功報酬に関し、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券に平準法が適用された場合
- (b) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の保有者により行われた買戻または買付注文が完全に執行できない場合
- (c) 計算日において決定代理人により執行済と判断された想定買付注文または想定買戻注文について、かかる計算日のインデックス値の計算に用いられるゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格が、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の買付けまたは買戻しを行うゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の保有者により実現された実際の約定価格と異なる場合
- (d) ゴテックス・ノムラMNファンドが、どのような種類のものであれ、申込または買戻手数料を請求した場合
- (e) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の分割、併合もしくは再分類、またはゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の保有者に対する配当金の支払もしくは発行もしくは類似の支払もしくは発行が行われた場合
- (f) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の発行者によりゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証

券の払込請求または買戻しが行われた場合

(g) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の価値に希釈または集中の効果を与える事象が生じた場合
疑義を避けるため付言すると、上記(a)から(g)の決定は、決定代理人の単独の裁量によるものとします。終了事由またはインデックスの調整の可能性が内在する事象が発生し、またはかかる事象が連続する場合（同時に生じた場合）、決定代理人は、その合理的な裁量により、かかる事象または連続する事象が、本債券の目的上、終了事由またはインデックスの調整の可能性に該当するか否かを決定します。

パートB

終了事由

下記に掲げる事由は、決定代理人がその単独の裁量で、かかる事由が本債券または本債券発行会社に対して重要な影響を及ぼしたまたは及ぼすと予測されると判断した場合、終了事由を構成します（本債券発行会社がヘッジするリスクまたは本債券に基づいて負う負債を効果的にヘッジする能力に関する変更を含みますが、これらに限られません）。終了事由の発生後、決定代理人は、かかる事由の発生および期待される措置について、投資モニターに対し直ちに通知します。

- (a) ゴテックス・ノムラMNファンドが存在しなくなった場合または解散、公的管理または清算の申請がなされた場合。
- (b) ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社またはゴテックス・ノムラMNファンドの保管会社が辞任、移転、消滅もしくは解散、公的管理または清算の申請または決議がなされ、決定代理人が合意する合理的な後任がない場合。
- (c) ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー、事務代行会社または保管会社が決定代理人の合理的な同意なく変更した場合。
- (d) ゴテックス・ノムラMNファンドが投資ガイドラインを遵守していない旨が記載された書面による通知または月次のコンプライアンス報告が配布され、ゴテックス・ノムラMNファンドが（i）90暦日以内にかかる不遵守の解決が合理的に期待できる場合に、10本債券営業日以内にかかる不遵守を解決する商業的に合理的な計画を提出できない場合、（ii）その条項に従い、かかる不遵守を解決する商業的に合理的な計画を実施できない場合、（iii）90暦日以内にかかる不遵守を解決できない場合。
- (e) ゴテックス・ノムラMNファンドを構成する文書および法的構成につき、決定代理人の合理的な同意なく重要な変更がある場合。
- (f) 募集書類に記載されている投資目的またはゴテックス・ノムラMNファンドの投資ガイドラインにつき、決定代理人の合理的な同意なく重要な変更がある場合。
- (g) （i）レバレッジ比率が、最小レバレッジ比率を下回るか、もしくは最大レバレッジ比率を超える場合（以下「レバレッジ比率違反」といいます。）、決定代理人がゴテックス・ノムラMNファンドの持分の月次毎の買付けもしくは買戻しができない場合、または（ii）レバレッジ比率違反が存在せず、決定代理人が、募集書類に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの持分を買付けもしくは買戻しができない場合。
- (h) ゴテックス・ノムラMNファンドの持分を買戻す旨をゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが指示した場合。
- (i) ゴテックス・ノムラMNファンドまたはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの活動もしくはゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社またはゴテックス・ノムラMNファンドの保管会社につき法律違反の疑いがあり、またはそれらが規則または規制の違反その他の類似の理由で規制機関の調査対象となっている場合。
- (j) 本債券発行会社または決定代理人に適用される課税、財務または規制制度に変更がある場合で、継続的に本債券上の義務を履行した結果、本債券発行会社または決定代理人または本債券に重大かつ不利な影響を及ぼす場合。
- (k) ゴテックス・ノムラMNファンドまたはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社またはゴテックス・ノムラMNファンドの保管会社（該当する場合）が何らかの理由で法定の権限または資格を無効にされたまたは剥奪された場合。
- (l) ゴテックス・ノムラMNファンドが、報告義務（募集書類に記載されます。）に違反し、決定代理人が、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーに対し、かかる違反の通知後5本債券営業日以内にかかる違反が解決され

ない場合。

パートC

流通市場

パークレイズ・バンク PLCの顧客として承認された機関の相手方（以下「承認済相手方」といいます。）からの流通市場取引の要請により、パークレイズ・バンク PLCは、取引日（以下「月次流通市場取引日」といいます。）において、流通市場における本債券の流動性を提供することを、以下を条件として合意します。

- (a) 本債券発行会社は、その単独の裁量により判断された正常な市況の下でのみ、かかる月次流通市場の流動性を提供することを求められます。疑義を避けるため付言すれば、終了事由もしくは継続する市場混乱事由の発生が異常市況を構成する可能性があります。
- (b) 承認済相手方からの価格提示および流通市場における取引の要請は、最低1券面についてでなければなりません。
- (c) 要請のあった流通市場取引の総計は、同規模のゴテックス・ノムラMNファンドの買付けまたは買戻しがなされる場合にゴテックス・ノムラMNファンドの買付けまたは買戻しに対し（募集書類に基づき）制約が付されるであろう大規模（決定代理人の単独の裁量によります。）のものであってはなりません。
- (d) 本債券発行会社による本債券の売出しは、7本債券営業日前の通知に従い、本債券発行会社の単独の裁量によるものとします。
- (e) 本債券発行会社による本債券の買戻しは、月次流通市場取引日の1暦月前の日の7本債券営業日前の通知に従うものとします。
- (f) 成立したかかる取引の金額は以下に記載のとおり決定します。

以上に従い本債券発行会社による本債券の売出し価格は、以下と等しくなります。

$$1\text{本債券当たりの額面金額} \times \text{Index}_t \times (1 + \text{FR1}_t \times \text{N1}/360)$$

以上に従い本債券発行会社が買戻す本債券の買戻価格は、以下と等しくなります。

$$1\text{本債券当たりの額面金額} \times \text{Index}_t \times (1 - \text{FR2}_t \times \text{N2}/360)$$

上記において以下の用語は以下の意味を有します。

Index_t は、決定代理人が当該月次流通市場取引日に関する計算日（以下「月次流通市場価格決定日」といいます。）において決定したインデックス値です。

FR1_t は、当該月次流通市場取引日の直前の第3本債券営業日における1ヶ月円LIBOR + 0.75%の利率です。

N1 は、当該月次流通市場取引日の直前の第3本債券営業日を除き、オファー決済日（以下に定義されます。）を含んだ暦日数です。

FR2_t は、当該月次流通市場価格決定日における1ヶ月円LIBOR + 0.75%の利率です。

N2 は、20です。

本債券発行会社による月次流通市場の本債券の買戻しについての決済は、暦月の最終本債券営業日の1本債券営業日前に発生します。

本債券発行会社による流通市場の本債券の売出しについての決済は、当該月次流通市場価格決定日の2本債券営業日後（「オファー決済日」といいます。）に発生します。

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）の受益者各位

我々は、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（3倍レバレッジ型）（以下「ファンド」という。）の2009年8月31日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2009年8月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

重要事項

我々の意見を修正することなく、我々は、ファンドが、2009年8月31日時点でファンドの純資産の97.59%を占める、パークレイズ・バンク PLC発行の、2016年7月29日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 1連動債券（以下「本債券」という。）を保有している旨記載する財務書類に対する注1について注意を喚起する。注3において、受託会社が公正価値を見積もる上で考慮した事項が記載されている。

我々の意見を修正することなく、我々はまた、管理会社および受託会社が、2009年1月より、ファンドの受益証券の買戻しの一時停止を決定している旨記載する財務書類に対する注11について注意を喚起する。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2010年1月27日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Unitholders of Nomura Global Market Neutral Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Market Neutral Fund (the "Trust") which comprise the statement of net assets and the statement of investment as at August 31, 2009, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Trustee for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust as of August 31, 2009, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

Emphasis of Matters

Without qualifying our opinion, we draw attention to Note 1 to the financial statements which indicates that the Trust holds Notes relating to the GOTTEX/NOMURA Leveraged Index 1 due July 29, 2016 (the "Notes") issued by Barclays Bank PLC representing 97.59% of the net assets of the Trust as at August 31, 2009. Note 3 discusses the factors considered by the Trustee in estimating the fair value.

Also without qualifying our opinion, we draw attention to Note 11 to the financial statements, which states that the Management Company and the Trustee have decided to suspend the repurchase of the Trust's units with effect from January 2009.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
January 27, 2010

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（３倍レバレッジ型）の受益者各位

我々は、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（３倍レバレッジ型）の2008年８月31日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（３倍レバレッジ型）の2008年８月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

重要事項

我々の意見を修正することなく、我々は、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド（３倍レバレッジ型）が、会計年度末後、受益証券の買戻しを一時停止した旨記載する財務書類に対する注11について注意を喚起する。かかる停止は、2009年１月に到来する評価日より、今後通知がなされるまで、すべての受益証券の買戻しについて適用される。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2008年12月18日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of Nomura Global Market Neutral Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Market Neutral Fund which comprise the statement of net assets and the statement of investment as at August 31, 2008, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Trustee for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Global Market Neutral Fund as at August 31, 2008, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Emphasis of Matter

Without qualifying our opinion, we draw attention to Note 11 to the financial statements which states that subsequent to year end Nomura Global Market Neutral Fund suspended the repurchase of units. Such suspension shall be effective for all repurchase of units as from the Valuation Day falling in January 2009 until further notice.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
December 18, 2008

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2007年5月8日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2009年4月17日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Bernard LHOEST

Luxembourg, April 17, 2009

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2007年5月8日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2008年5月13日

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 8 May 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at 31 March 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of 31 March 2008, and of the results of its operations for the year then ended in

accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Bernard Lhoest

13 May 2008

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。